

月刊

日本行政

no.631
2025
june

6

Top
Message

これまでも そしてこれからも
行政書士制度の発展を願って
—任期6年間を振り返って—



大川原高原（徳島県）

◆Leadership

- ・ 常住執行部 3 期 6 年の御支援に感謝
～これまでの歩みと今後の課題について～

◆Special Report

- ・ 公正証書のデジタル化について

◆Topics

- ・ 自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・ 公明党行政書士制度推進議員懇話会に参加
- ・ 令和 7 年春の園遊会
- ・ 農業委員会中立委員行政書士意見交換会を開催
- ・ 理事会の開催報告

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会

これまでも そしてこれからも 行政書士制度の発展を願って

—任期6年間を振り返って—

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊



木々の緑が色濃くなる時期となりましたが、皆様におかれましては、御健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。この度、令和7年度定時総会をもって、私は本会の会長を3期目の任期制限満了により退任いたします。

在任中の6年間、私の目指す「“そうだ、行政書士に相談しよう!”という気運を高めよう!”という活動理念の下、本会の活動に対し御理解と御協力をいただき、力強くお支えくださいました会員の皆様、並びに関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

以下、6年間の取組のうち、主なものについて御報告いたします。

令和元年度：法改正の実現と組織基盤の強化

前執行部からの課題として引き継いだ、行政書士法改正に向けた要望活動について、就任早々に取り組みました。全国の会員や国会議員の皆様、関係の皆様方の御尽力により、「行政書士法の一部を改正する法律」は、第200回国会（臨時会）における衆参両院の本会議において全会一致の可決により成立し、令和元年12月4日に公布されました。この改正により、これまでの行政書士制度の変遷と行政書士制度を取り巻く社会の変化を踏まえ、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対するより質の高いサービスの提供を確保する見地から、①目的規定への「国民の権利利益の実現に資すること」の明記、②一人行政書士法人の容認、③各都道府県行政書士会（単位会）による会員に対する注意勧告権の新設がなされることとなりました。

また、本会の組織体制についての見直しを進め、行政書士制度のビジネスモデル等の研究による行政書士業務の深化を図り、国や地方公共団体の施策に対し、総合的な戦略と戦術を併せ持つ対応するための機関として、行政書士制度調査室を設置しました。

令和2年度：緊急事態への対応と貢献

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令され、本会においても行政書士制度70周年記念式典を延期せざるを得ないなど、事業活動が制限されました。そのような中でも、政府の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済対策に関連して、持続化給付金や家賃支援給付金の支給申請、GoToトラベル地域共通クーポン取扱店舗登録、一時支援金の支給申請やその登録確認機関としての確認手続、（一社）全国生活衛生同業組合中央会と連携した生活衛生関係営業に従事する事業者に対する一時支援金申請支援等の個別相談・申請支援事業の開始など、年間を通じて地域の中小・個人事業者及び行政への支援に取り組みました。

また、「権利擁護推進委員会」、「法教育推進委員会」

及び「暴力団等排除対策委員会」を設置し、地域社会への貢献を高め、より一層安心して公正な業務遂行を実現するための基盤を整備したほか、令和2年7月に全国各地で発生した豪雨被害や令和3年2月に発生した福島県沖地震による被害に対して、各地の単位会が行った被災者支援活動に支援金を支給するなど、災害支援にも取り組みました。

令和3年度：信頼回復と未来への布石

東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、海外から搬入された放送用特殊車両の国内走行に関する各種申請手続について協力し、同競技大会の国際放送の実施に貢献しました。残念ながら、令和3年8月には職務上請求書を用いて戸籍等を不正取得した会員が逮捕され、有罪となる事件が発生しました。このようなことは行政書士に対する国民の信頼を裏切る断じて許し難い行為であり、二度とあってはならないとの認識の下、直ちに対応策の検討に着手し、倫理研修の義務化や職務上請求書の払出し管理の厳格化など、再発防止策の柱を決定しました。その上で、次年度の実施・導入に向け、当該再発防止策に関連する諸規則の改正案等の検討を進めました。

また、延期されていた行政書士制度70周年記念式典については、新型コロナウイルス感染症の拡大が小康状態となった令和3年10月26日に、高円宮憲仁親王妃久子殿下の御臨席を仰ぎ、三権の長、総務大臣を始めとする多数の御来賓の皆様をお迎えして、ホテルオークラ東京（東京都港区）において執り行いました。

令和4年1月からは、各単位会及び会員の皆様の御協力の下、総務省の委託事業としてマイナンバーカード代理申請事業を実施したほか、令和4年2月24日にロシア連邦がウクライナ共和国（ウクライナ）に軍事侵攻したことを受けて、現に日本に滞在しているウクライナの方々や今後日本に避難して来られる方々に対して在留資格に関する申請手続を中心とした支援活動を行うため、体制の構築に着手しました。

さらに、従来から設置されてきた「電子申請推進委員会」を発展的に解消した後継部署として、行政におけるデジタル化の動きに能動的かつ機動的に対応するために「デジタル推進本部」を設置しました。

令和4年度：変革への挑戦と制度の深化

令和4年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されたことを受けて、デジタル社会の到来を見据えた対応として、総務省の委託事業としてのマイナンバーカード代理申請手続事業に注力したほか、行政手続のデジタル化に際しての行政書士の利活用について、各党議連に対する要望や政府への提言等を行いました。本会のデジタル社会への対応として

は、本会及び単位会における登録関係事務の効率化及び将来的な「国家資格等情報連携・活用システム」との連携によるオンライン上での行政書士の資格証明を可能とする仕組みの創設等を目指し、行政書士会員管理システムの新規構築を進めました。

また、行政書士を取り巻く状況が制度創設当初から大きく変化していることを受け、現代社会のニーズに対応し得る強固な行政書士制度の確立に向けて、行政書士法を学術的な視点で捉えて調査研究を行うため、行政法学者を中心とした有識者で構成する「行政書士制度に関する研究会」を設置しました。

さらに、総務省から関係各所に対して、行政書士が業として行う財産管理業務及び成年後見人等業務についての周知文書を発信していただきました。総務省の見解が公文書として示されたことは、当該業務を推進する上で大きな進歩であり、これにより、実務の現場において円滑に業務を遂行できる環境が整いました。

そのほか、一般倫理研修の義務化や、職務上請求書の払出し管理の厳格化について、関係規則の改正や研修カリキュラムの策定等、必要な整備を行いました。加えて、行政書士職務基本規則の制定や職務上請求書取扱説明書の作成等の検討も進め、国家資格者としての備えるべき高度な倫理意識を確固たるものとするための各事業を推進しました。

令和5年度：デジタル連携と災害復興への貢献

コロナ禍を経てデジタル活用の利便性は広く認識され、政府主導で社会全体のデジタル化を前提とした抜本的な改革への取組が進められました。本会では令和4年度に引き続き、マイナンバーカード代理申請手続事業に注力したほか、行政書士会員管理システムの新規構築についても対応を進めました。さらに、令和5年9月1日にはデジタル庁と本会との間で連携協定を締結しました。本協定は「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、必要な事業の企画及び実施に関して、相互に協力して推進することを目的とするものです。本協定の締結は行政書士の行政手続に関する知見や長年にわたる国民と行政の架け橋としての実績が評価された結果であり、今後も我が国の行政手続並びに社会のデジタル化に向けて大変重要な足掛かりとなるものと確信しています。

また、令和6年元日の能登半島地震の発生を受け、各単位会の被害状況を情報収集するとともに、総務省と連携して、各種被災者支援策を推進しました。あわせて、被災地の単位会の被災者支援活動を支えることを目的とした支援金、被災した会員に対する義援金の募集に加え、中小企業等の事業再建を支援することを目的とした「なりわい再建支援補助金」に関するオンラインセミナーを実施するなど、被災地の早期復興に寄与する対応を展開しました。

そのほか、我が国の行政書士制度と類似する「行政士」という固有の資格制度を有している大韓民国（韓国）を令和6年3月20日から22日に訪問し、韓国の行政士制度及びデジタル化への対応に係る調査研究並びに大韓行政士会との交流を図りました。

令和6年度：復興支援とデジタル社会への適応

令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登半島豪雨により被災した地域の復旧・復興のため、総務省や環境省、石川県、石川会等と連携して、公費援体申請に係る支援や事業再建に係る相談事業等を継続したほか、被災者を対象とした無料電話相談窓口を開設するとともに、単位会及び会員の皆様からお寄せいただいた募金を原資として、被災した単位会への支援金及び被災した会員への義援金を分配して支給しました。

令和6年9月25日には、「大規模災害時の被災自治

体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」の締結に至りました。これを契機に全国的な支援体制の構築を図るため、「大規模災害等の対策に関する規則」の一部を改正し、被災自治体の復興支援活動に従事する「災害復興支援員」の管理や研修、派遣に関する業務等を所管する「災害復興支援員派遣部」と「現地連絡事務所」に関する規定を新設しました。本誌34ページでもお知らせしているとおり、「災害復興支援員」は現在、広く募集しています。会員の皆様の御参加をお待ちしています。

デジタル化への対応では、事業者が行う補助金申請手続を行政書士が円滑に代理申請できるようデジタル庁へ要望し、補助金申請のポータルサイト「Jグランツ」に代理申請機能が実装されました。事業者の「GビズID」を利用した代理申請ルートが確保されたことにより、非行政書士によるなりすまし行為の防止に加え、行政手続のデジタル化に対応した行政書士の業務環境の整備に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。

本会内部の対応では、令和6年10月から新行政書士会員管理システムが本格稼働し、単位会による登録関係事務への利用が開始されました。本システムの稼働後は、会員利用の開始に向けた対応を図るとともに、令和7年度に予定される「国家資格等情報連携・活用システム」への接続を見据え、マイナンバーの活用に向け、会則や関係規則の見直しに向けた検討、システム環境の整備等を行いました。また、会報である本誌の発行のデジタル化を目指し、「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」の一部改正も行いました。この改正により、印刷・発送費を削減するとともに、情報の即時性を高め、保存や検索等も容易になるというデジタル化の恩恵を実感していただけるよう、各方面にも配慮しつつ、本会の効率的な運営に向けた合理化を図りました。

令和7年2月10日には、警視庁及び東京出入国在留管理局と「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定」を締結しました。本協定に基づき、入管行政の円滑化を図るとともに、日本国民と外国人が互いに尊重し合い、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に貢献してまいります。

令和7年2月25日には、（一社）日本マンション管理士会連合会との間で「マンション管理の適正化に係る連携協定」を締結しました。本協定により、マンション管理計画認定支援手続の円滑化に寄与し、マンション管理組合が抱える様々な課題に対応する環境が整いました。

加えて、令和6年の韓国訪問を踏まえ、行政士制度及び行政手続のデジタル化への対応に関する更なる調査研究と大韓行政士会との連携強化のため、令和7年2月19日から21日に韓国を再訪しました。今回は、将来にわたって両国の行政書士及び行政士制度の発展と相互理解及び連携を深めることを目的に、「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に係る協定」を締結し、その締結式は外務省の「日韓国交正常化60周年記念事業」にも認定されました。

最後に、最も重要な取組として、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」に向けた行政書士法の改正要望活動を推進しました。各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会の総会等において国会議員の皆様の御理解を得るとともに、行政書士制度に関する研究会での議論も踏まえ、総務省の協力も得て、衆議院法制局と法改正の条文書の調整を行いました。また、他士業団体に対して法改正案の説明を行い理解を求め、第217回国会（常会）での成立を目指して鋭意対応を進めました。

6年間の振り返りは、以上のとおりです。令和7年度定時総会の終結後、私は、後進にバトンをお渡しすることとなりますが、皆様と共に行政書士制度のますますの発展に向けたお手伝いをさせていただきたいと考えています。今後とも、本会への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

6

日本行政

MONTHLY No.631 JUNE. 2025

Contents

Top Message

これまでも そしてこれからも行政書士制度の発展を願って
—任期6年を振り返って— 1

Leadership

常住執行部3期6年の御支援に感謝
～これまでの歩みと今後の課題について～ 4

Special Report

公正証書のデジタル化について 5

Topics

自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加 14
公明党行政書士制度推進議員懇話会に参加 14
令和7年春の園遊会 15
農業委員会中立委員行政書士意見交換会を開催 16
理事会の開催報告 24

Information

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 26
令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項 27
一般倫理研修受講について 31
「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ 32
■ Pick UP!単位会 33
■ 法教育推進委員会から 35
■ 中央研修所通信6月号 38
■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 39
■ 日行連の主な動き(4月) 41
■ コスモスInformation 43
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 45
御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



2025年5月号「後見等業務及び財産管理業務における関連書類保存について」
において一部誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

24ページ項目3表題中3行目

誤	正
相続財産清算人(注1)	相続財産清算人、遺産整理受任者(注1)

24ページ項目注1中1行目

誤	正
相続財産清算人	遺産整理受任者

行政書士制度の
発展のために

常住執行部3期6年の御支援に感謝 ～これまでの歩みと今後の課題について～

副会長 高尾 明仁



1. はじめに

標題のとおり、常住会長を先頭とする我々執行部の3期6年の歩みに対し、皆様方におかれましては最大限の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。つつがなく任期を全うできますのも皆様の厚いバックアップのお陰と心より感謝申し上げます。

私自身も常住会長と同じく、3期6年の長きにわたり副会長として会務執行に携わらせていただきました。その中で感じた手応えや行政書士(制度)の可能性、そして今後の課題やその引継ぎについて、自分が担当していた部署を中心に、更にはその枠を超えてお話ししたいと思います。

2. 行政書士法の改正

何をおいてもお話ししなければならない最大の関心事です。今回の改正は行政不服申立て手続の利用範囲の制限解除(「行政書士が作成した」案件に限る制限解除)を含むこれまでにない大きな改正になります。この6年間の集大成として何としてでも成し遂げなければならない事項と捉え、現在全力でその改正に向け努力を重ねているところです。

この中で感じたこととしまして、「行政のデジタル化」や「行政救済」の場面において、まだまだ国民の中には多様な不安があり、顕在化していない声が多数あるということでした。私たち行政書士はそういった声に常に寄り添っていかなければならず、やがて訪れる「民間のデジタル化」も見据え、そのサポート体制の構築も含めて、しっかりと次に引き継いでいかなければならないと感じた次第です。

3. 許認可業務部等

「行政(手続)のデジタル化」に対応するため、許認可業務部においては、この6年間、本当に多くのありとあらゆる省庁を訪問しました。しかしながら各省庁の電子申請はまだまだ道半ばで、引き続きの情報収集・折衝が必要です。

その他の引継ぎ事項としましては、人事面では専門性を持った部員の選任が引き続き必要で、場合によっては専門性を持った「業務理事」の選任も必要かもしれません。事業面ではもっと各省庁に日参できるような体制の構築・予算の確保が必要です。また、今後の課題にもなりますが、国民の多様な期待に応えるため「人材の確保・育成」も大切で、日行連としまでもそこを単位会任せにするのではなく、「統一の基準」を作るなどして日行連自身が各地協・各現場に乗り込み直接研修を行うなど、研修事業の充実も必要と考えます。昨年度、建設部門においては『建設業法と建設業許可(第3版)』を出版しましたが、本来事業を実施しながら出版事業を行うことは困難な面も多く、他部門も積極的に出版物を世に送り出すべきであるとの考えも合わせると、業務関係書籍の出版専門の部門もあってしかるべきだと思います。この辺り、少し「私見」に偏りましたが、可能な範囲で次期執行部に引き継いでまいりたいと思います。

4. 広報部等

広報部においては、本誌の完全な「デジタル化」への第一歩として、本年4月から、その印刷・発送の頻度を2か月に1回の隔月と改めました(ウェブ上への掲載により、毎月の「発行」自体は維持しています)。約4,000万円以上の予算が削減されるため、これを機に「新たな広報戦略」に乗り出したいところではあります。しかし、一方で昨今の急激な物価高騰により各部予算が逼迫している状況も否めず、広報部単独の予算獲得はまなまりません。

予算の話に広りましたが、このような状況を打破するため今後の課題として「会費値上げ」の問題は放ってはおけません。当然上述のような「自助努力」を重ねることが先決ですが、昨今の社会情勢に鑑みると、会費値上げはもう「待ったなし」のところまで来ているのではないのでしょうか。可能であれば、令和7年度定時総会において、皆様方の御理解を得たいと考えています。

5. 結びに

上記のほか、常住執行部において様々な事業が前へ進みました。コロナ禍における各種給付金等の申請サポートに始まり、総務省のマイナンバーカード代理申請事業、新設されたデジタル庁との包括連携協定、内閣府との大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定など国の施策を実現する場面においても我々行政書士に対する期待はますます大きくなってきています。これに応えるべく、日々研鑽に励むことはもとより、この関係を維持発展していくためにも、より進化・深化した組織にしていかなければなりません。次期執行部の柔軟な発想力と大胆な行動力に期待するとともに皆様方の更なる御理解・御協力もお願いし、本出稿を結ばさせていただきます。ありがとうございました。

公正証書のデジタル化について

日本公証人連合会
総括理事 加藤 朋寛

第1 始めに

行政書士の皆様には、日頃から、遺言、任意後見、死後事務委任、離婚等に伴う養育費等の支払、債務弁済契約等、各種公正証書の作成や、会社等の定款の認証など、公証役場での手続を必要とする一般市民の方々と公証役場との橋渡しという大切な役割を果たしていただいております。改めて感謝の意を表する次第です。

さて、その公正証書は、本年（令和7年）12月13日までにデジタル化という大きな変化を迎えることになります。令和5年に、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとするため、民事関係の諸手続のデジタル化を図る「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されましたが、この法律の中の公証人法の改正（以下「本改正」といい、改正後の公証人法を「新法」といいます。）に関する部分が令和7年12月13日までに施行されることになっているのです。

本改正により、これまで紙媒体で作成していた公正証書原本が原則として電磁的記録で作成されることになり（以下「公正証書の電子化」といい、電磁的記録で作成された公正証書を「電子公正証書」といいます。）、これに併せて、当事者の要望があり、かつ、相当と認められる場合には、いわゆる Web 会議など、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法（以下「リモート方式」といいます。）での公正証書の作成が可能となります。この公正証書の電子化とリモート方式での公正証書の作成が本改正の2本柱です。

現在、日本公証人連合会（以下「日公連」といいます。）では、本改正に備えての準備を鋭意進めているところですが、本改正による公正証書の電子化によって公正証書作成手続はどのように変わるのか、また、リモート作成手続が利用できる場合はどのような場合で、その場合の手続はどのようなものかにつき、現時点で予定されているところを御説明したいと思います。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見です。

第2 公正証書の電子化について

1 公正証書の電子化とは

まず、1本目の柱である公正証書の電子化についてですが、これまで書面すなわち紙の文書として作成・保管していた公正証書の原本を今後は、原則として電磁的記録で作成し保管することになります（新法第36条）。

公正証書原本を従来どおり書面で作成・保管するのは、電磁的記録で作成することが困難な場合に限られています。困難な場合としては、①公正証書原本への列席者の署名押印が要件となっている保証意思宣明公正証書や成年被後見人の遺言公正証書、手形・小切手又はその付せんに行うことが必要とされる拒絶証書など、法令上、書面での作成が前提とされている場合、②電磁的記録化が困難な資料等を公正証書に添付する必要がある場合、③必要な機材の故障等により電磁的記録で公正証書原本を作成することができない場合などがあると考えられます。

いずれにしろ、書面で公正証書原本が作成されるのは例外的な場合であり、本改正後はほとんど全ての公正証書原本が電磁的記録として作成され

ることになります。日公連では、電子文書の形式として広く利用されている PDF 形式で公正証書原本を作成することにしています。

2 公正証書の電子化に伴う変化（署名押印から電子サインへ）

公正証書の電子化に伴って変わることの一点目として、公正証書原本への署名押印が電磁的な措置に変わります。

署名押印は、有体物である紙に行くことを前提とする行為であり、電磁的記録に署名押印はできません。そこで、嘱託人又は嘱託代理人、証人、通訳人など、公正証書の作成に立ち会い、その記録が正確なことを確認して署名押印されていた方々（以下「列席者」といいます。）には、従来の署名押印に代わる措置として、電子公正証書に電子サインを行っていただくことになります。電子サインとは、公証人のパソコンの画面又は公証人のパソコンに接続されたペンタブレットにタッチペンで氏名を記載していただき、これを公正証書原本の所定の部分に画像として記録するものです。クレジットカード決済の際に、タッチペンでタブレットにサインを求められることがあります。それと同じようなものと考えていただければよいと思います。

また、公証人は署名押印に代わる措置として、電子サインをした上、日本政府認証局発行の官職証明書を用いて電子署名を行います。

3 公正証書の電子化に伴う変化（電子正本・電子謄本の発行）

公正証書の電子化に伴って変わることの二点目として、従来の公正証書の正本・謄本に相当するものを電磁的記録として発行することが可能となるという点があります。

公正証書原本は公証人が保管し、外部には出さないことになっているため、現在は、嘱託人には、公正証書の正本や謄本をお渡ししています。

電子公正証書の原本も公証人が保管することは従前と同様なので、従来の正本や謄本と同様公正証書に記録されている事項を記載し公証人の認証

文が付された書面（以下、便宜的に「紙正本」、「紙謄本」といいます。）を嘱託人に交付することができます。

さらに、電子公正証書については、新たに、公正証書に記録されている事項を記録し、公証人の認証文が記録された電磁的記録（以下、便宜的に「電子正本」、「電子謄本」といいます。）を嘱託人に交付することも可能となりました。

電子正本、電子謄本の交付が可能となったことで、公正証書で締結する契約が相当数あるような企業では、電子正本・電子謄本を企業内のシステムで電子的に保管、管理することが可能となるなど、事務の合理化が図れるというメリットがあると思われます。

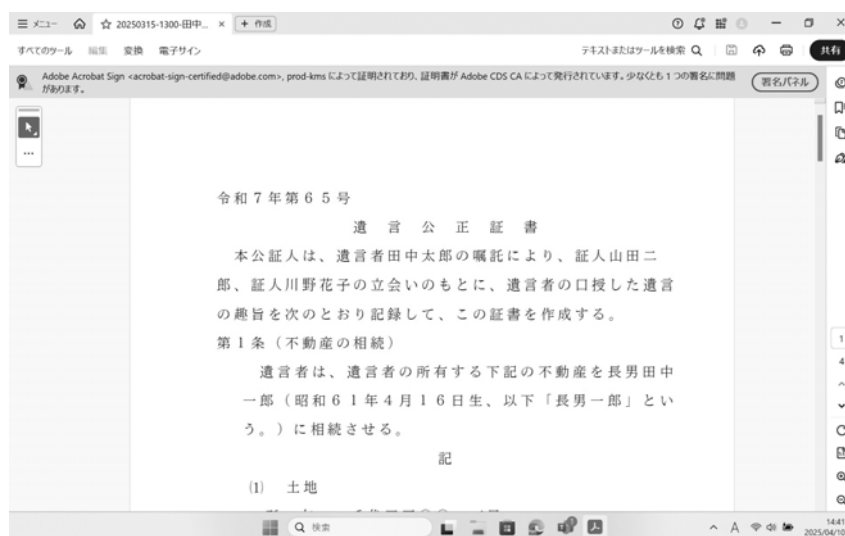
また、電子正本・電子謄本については、これを PDF ファイルの閲覧ソフトとして一般的に使われている Adobe 社の Acrobat Reader に読み込めば、認証文書に付された公証人の電子署名の有効性及び電子署名後の改ざんの有無が確認できるようになる予定ですので（図①。画面上部のリボンに検証結果が表示されます。）、これも公正証書の電子化のメリットと言えるでしょう。

4 対面方式での公正証書作成の流れ

公正証書の電子化によって変わる主要な点は、以上の二点ですが、従来と同様に公証人と列席者が一堂に会して公正証書を作成する対面方式での公正証書の作成である限り、公正証書の電子化によって嘱託人の皆様の負担が増えることはありません。これまで紙にしていた署名がタッチペンによる電子サインに変わるだけと考えていただいて間違いありませんが、以下では、対面方式で公正証書を作成する場合の公正証書作成の流れを御説明いたします。

（1）事前準備

公正証書の作成については、まず、嘱託人側から公証人に作成を希望する公正証書の内容や必要な資料を提供して公正証書の作成を申し込み、公証人において公正証書の案文を作成して嘱託人に提示し、公証人と嘱託人とのやりとりの中で必要



図① Adobe Acrobat での有効性確認

に応じてこれを修正して最終的に案文を確定し、公正証書の作成日時を決めるなどの事前準備の段階があります。この事前準備については、本改正の前後で全く変わるところはありません。

(2) 本人確認

次に、公正証書の作成当日ですが、列席者と公証人とがそろったところで、公証人が列席者の本人確認や嘱託人又は嘱託代理人の意思確認等を行います。この手続についても、本改正の前後で変わるところはありません。

(3) 意思確認と証書案の記載内容が正確であることの確認

本人確認等が終わると、公証人は、事前のやりとりで確定し、当日、嘱託人の意思に基づくことを確認した公正証書の案文を列席者に読み聞かせ、又は列席者に文面を閲覧させるなどの方法で、その内容が正確に記載されていることについての確認を求めます。

本改正前は、公証人が公正証書の原本となる紙に記載された文面を公証人が列席者に読み聞かせ、同時に、同じ文面を印刷した紙を列席者に渡して閲覧してもらうのが一般的であったと思います。本改正後は、公証人は、Microsoft の Word ファイルとして作成された公正証書案（以下「Word 証書案」といいます。）を公証人のパソコン画面に表示させ、これを列席者に読み聞かせます。列席者には、

Word ファイルをプリントアウトした紙をお渡しし、公証人の読上げの際に、その紙を見て内容を確認していただくことを予定しています。もっとも、公証役場によっては、公証人のパソコン画面を同時に表示するディスプレイを用意し、これを見て確認していただくところもあると思われます。

(4) 列席者の電子サイン

確認が終わり、内容が正確であることを列席者が承認すると、公証人は確認済みの Word 証書案を PDF 形式で保存します。ここで PDF 形式にて保存された証書案（以下「PDF 証書案」といいます。）に列席者の電子サイン並びに公証人の電子サイン及び電子署名がされたものが電子公正証書の原本となります。

列席者の電子サインについては、公証人が公証人用パソコンを電子サインを行う順番となった列席者の前に置き、その列席者が署名をするためのウィンドウ（図②）を表示させますので、列席者は、タッチペンで自分の氏名を記入し（図③）、「適用」と表示されたボタンを押し、画面に表示された PDF 証書案の所定の位置に自分の電子サインが表示されているのを確認して「送信」ボタンを押すことで、電子サインを終えます。

(5) 公証人の電子サイン・電子署名と完成原本の保存

このような流れで全ての列席者の電子サインが



図② 電子サイン用ウィンドウ



図③ 電子サインの様子

終わると、公証人が電子サインと電子署名を行い、公正証書を完成させます。完成した公正証書は、その場で電子公正証書システムに保存します。

(6) いわゆる正本・謄本の交付等

その後、嘱託人への紙正本、紙謄本或いは電子正本、電子謄本を交付することになりますが、紙正本、紙謄本の交付については、現在と変わりません。電子正本、電子謄本については、公正証書の完成後、公証人が完成した公正証書データを使用して電子正本、電子謄本用の PDF ファイルを作成し、これに電子署名をして完成させた上、CD-R に焼き付けるなどして交付することを予定しています。

また、送達が必要な場合、紙謄本を用いての交付送達を行うのであれば、その手続は、現在と同じです。なお、電子謄本を用いての送達も可能ですが、対面方式での公正証書の作成でこの方法を選択するメリットは考えにくいので、ここでの説明は省略します。

公証人が嘱託人の陳述等を聴取するなどし、②公証人が聴取するなどした内容及びその方法を公正証書に記録し、③公正証書に記録した内容を公証人が列席者に読み聞かせ、又は閲覧させるなどしてその記録が正確であることの承認を受け、④列席者が③の承認をしたことを示す措置（電子サイン）をし、公証人が電子サイン・電子署名をして公正証書の原本を完成させるという流れで行われます。

リモート方式による公正証書の作成は、これらの手続について、公証人と列席者が一堂に会さなくても、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる状況の下であれば、そのような状況の下での通話により公正証書を作成することを認めるというものです。

日公連では、公証人が Microsoft の Teams を使って主催する Web 会議に列席者が参加する方法で公正証書を作成することとしています。

第3 リモート方式での公正証書の作成について

1 リモート方式での公正証書の作成とは

続いて、本改正の2本目の柱でありますリモート方式での公正証書の作成について御説明いたします。

公正証書の作成は、対面方式では、前述のとおり、公証人と列席者がそろっているところで、①

2 リモート方式による公正証書作成の要件

リモート方式での公正証書の作成を行うためには、①嘱託人又は嘱託代理人の申出があること、②通訳人・立会人のリモート参加を除き、他の嘱託人の異議がないこと、及び③公証人が相当と認める必要があります（新法第37条第2項）。

なお、保証意思宣明公正証書の作成は、リモート方式では作成できません（新法第37条第3項）。

(1) 当事者の申出があることについて

まず、①の「嘱託人又は嘱託代理人の申出があること」について、リモート方式の導入は、嘱託人の利便性向上のためのものですから、嘱託人が希望していない場合にまでリモート方式で行うことは適当でないと考えられます。

(2) 他の嘱託人に異議がないことについて

嘱託人又は嘱託代理人のリモート参加については、公正証書の紛争予防機能に照らし、他の嘱託人に異議がある場合にまでリモート方式での公正証書の作成を認めることは適当でないと考えられるため、他の嘱託人に異議がないことが要件となります。

これに対し、通訳人、立会人のリモート参加について、通訳人・立会人は、その通訳人の支援や証人の立会を必要とする嘱託人のために認められるものですから、他の嘱託人に異議がないことは要件とはされていません。

(3) 公証人が相当と認めることについて

実質的に、リモート方式での公正証書の作成が可能かどうかを分けるのは、この、公証人が相当と認めることという要件だろうと思われます。

公正証書の本質は、公証人が嘱託人の供述など公証人が実際に確認した事実を正確に記録することで、将来、その事実の有無や有効性が争われるなどの紛争の発生を予防することにあります。公証人が法律効果を発生させる要件となる事実を確認して証明することで、将来、その要件の存否や法律効果の発生が争われることを防ごうというものです。したがって、利便性を過度に重視し、公証人による事実の確認がおろそかになるようなことがあってはなりません。

この点、リモート方式による場合には、近時の技術の進歩に伴うフェイク動画等の問題や、リモート参加者の周囲にその人の自由な意思表示を妨げる可能性のある人物等がいかななどの確認が容易でない場合があるなどの問題もあり、対面の場合に比して、嘱託人の本人確認や真意の確認、判断能力の確認の難易度は上がると考えられます。

そのため、個別具体的な事案に即し、公正証書

の紛争予防機能に照らしてリモート方式によることが相当でないと認められる場合には、リモート方式による公正証書の作成はできないことになります。

(4) 相当性の判断について

相当性の判断は、リモート方式によることの必要性和許容性を総合的に勘案して判断すべきものと考えられます。

リモート作成の必要性に関しては、嘱託人が公証役場に赴くことが困難な場合などが考えられ、例えば、嘱託人の心身の状況や就業状況から公証役場に赴くことが困難である、離島その他の地理的な事情から公証役場へのアクセスが困難である、嘱託人の一方が他方からDV被害を受けているなどの事情により双方が公証役場で同席することが困難である、列席者が多数で、遠隔地に居住するものがあるなどの事情により日程の調整が困難である、感染症予防のため施設への立ち入りが制限されているなどが考えられます。

一方、許容性については、公正証書の紛争予防機能に照らし、嘱託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等に支障がないかを諸般の事情に照らして判断することになると考えられます。

代理人による手続が許容される場合は、リモート手続によることについての許容性も高いと思われますが、遺言や任意後見など、嘱託人の真意の確認が特に重要と考えられるものについては、特に慎重な判断が必要と考えられますし、嘱託人の年齢や心身の状況、嘱託の内容その他を勘案し、事後的に紛争となる蓋然性についても併せて検討する必要があると考えられます。

3 リモート参加のための必要機材等

リモート参加のためには、参加する列席者において、リモート参加のために必要な機材を用意していただく必要があります。

1 番目に、Web参加のための機材として、パソコンが必要です。スマホ、タブレットでもWeb会議に参加することはできますが、電子サインを行うときなどに必要となる画面の共有ができない

め、電子公正証書の作成手続に使用することはできません。

2番目に、パソコンについては、同一の場所からリモートで参加する列席者は、1台のパソコンで全員がリモート参加することも可能です。

リモート方式では、映像と音声の送受信により、相手方の状態を相互に認識しながら通話することができる必要がありますから、Webカメラ、マイク、スピーカー等が必要となりますが、これは、パソコンに内蔵されているもので問題ありません。

3番目に、列席者は、公正証書に電子サインを行っていただく必要があるため、電子サインのためにタッチ入力可能なディスプレイ又はペンタブレットとタッチペンを用意していただく必要があります。

最後に、Web会議への招待メールや、リモート手続中に送信される電子サイン依頼メール等を受信するため、Web会議参加のために使用するパソコンで受信可能なメールアドレスを用意していただく必要があります。

4 リモート方式による公正証書作成手続の流れ

(1) 事前準備

リモート方式による公正証書の作成についても、嘱託人側から公正証書の作成を申し込み、公証人と嘱託人とのやりとりの中で公正証書の案文を確定し、公正証書の作成日時を決めることについては、これまでの手続や対面方式による公正証書の作成と同じです。ただ、リモート方式を利用する場合には、これと併せて、リモート利用の可否の検討や円滑な手続の遂行の準備のため、リモート方式利用の希望はできるだけ早期に公証人に伝えていただきたいと思います。

なお、正式なりモート方式による公正証書作成の申出は、書面又は電磁的記録の提出によって行うことになります。

リモート方式での公正証書の作成を行うこととなり、その日程が確定したときは、公証人からリモート参加を希望する列席者に対し、Web会議招待のメールが送付されることになります。

(2) Web会議への参加と本人確認

公正証書作成当日、所定の時間になりましたら、列席者は、事前に送付されたWeb会議招待メールの「今すぐ会議に参加する」と記載された部分をクリックしてWeb会議に参加します。

公証人は、公証人及び列席者との間で映像と音声を通じていることを確認した後、それぞれの列席者にマイナンバーカード等の本人確認資料を提示してもらい、これをキャプチャして記録に残します。

なお、特に本人の意思確認が重要な場合には、嘱託人に室内の状況をカメラで写してもらうなど、本人の意思に影響を及ぼすおそれのある状況がないことを確認することがあります。

(3) 意思確認と証書案の記載内容が正確であることの確認

公証人は、嘱託人・嘱託代理人の意思確認と事前準備の中で確定したWord証書案の確認の手続に入ります。

公証人は、Word証書の案文を公証人専用パソコンの画面に表示させた上、その画面が列席者のパソコンの画面に表示されるよう画面共有の操作をします。その上で、公証人がWord証書案を読み上げ、列席者は自分の使用するパソコン画面に表示されたWord証書案を見ながら、公証人の読上げを聞いて、Word証書案の内容が嘱託人の意思に即して正確に記載されていることを確認します。

確認後、公証人がWord証書案をPDF形式で保存してPDF証書案を作成することは、対面方式の手続と同じです。

(4) 列席者の電子サイン

続いて、PDF証書案に列席者が電子サインを行う手続に入ります。

最初に電子サインをする列席者のメールアドレスに、電子サインを求めるメールが配信されますので、メールを受け取った列席者は、そのメールを開き、メールに「確認して署名」と表示されたボタンをクリックします。

すると、その列席者のパソコンにPDF証書案

が表示されますので(図④)、列席者は、電子サインの様子が参加者全員、すなわち公証人及び他の列席者に確認できるよう、自分のパソコン画面を他の参加者のパソコン画面に表示させる画面共有の操作をします。

その際、PDF 証書案や電子サインのウィンドウ以外のものが他の参加者に見えないよう、PDF 証書案のウィンドウを全画面表示にしてから、画面共有操作を行います。

ウィンドウ上部のタブ又は画面下部のタスクバーの Teams のアイコンで Teams 会議の画面を選択して(図⑤)、ウィンドウ右上の「共有」ボタンを

クリックすると(図⑥)、画面がPDF 証書案を表示したウィンドウに戻り、これが他の参加者に共有されます。

電子サインをする列席者は、画面に表示された「続行」のボタンをクリックして電子サインの手続を開始します(図⑦)。

電子サインをする列席者は、PDF 証書案を確認しながら画面をスクロールする方法又は画面下側に表示された「1 個の必須フィールドが未入力です」というボタンをクリックする方法のいずれかで、自分の電子サインを行う位置を画面に表示させ、「クリックして署名」という表示をクリックし



図④ PDF 証書案の表示



図⑤ 画面共有のためのウィンドウ切り替え



図⑥ 画面共有の操作



図⑦ 電子サインの開始操作

ます(図⑧)。

すると、図②と同じ電子サイン用のパネルが表示されますので、タッチペンで自分の氏名を記入して「適用」と表示されたボタンを押し、PDF証書案の所定の位置に自分電子サインが表示されているのを確認して「送信」ボタンを押して、電子サインを終え、次いで、画面共有終了の操作をします。

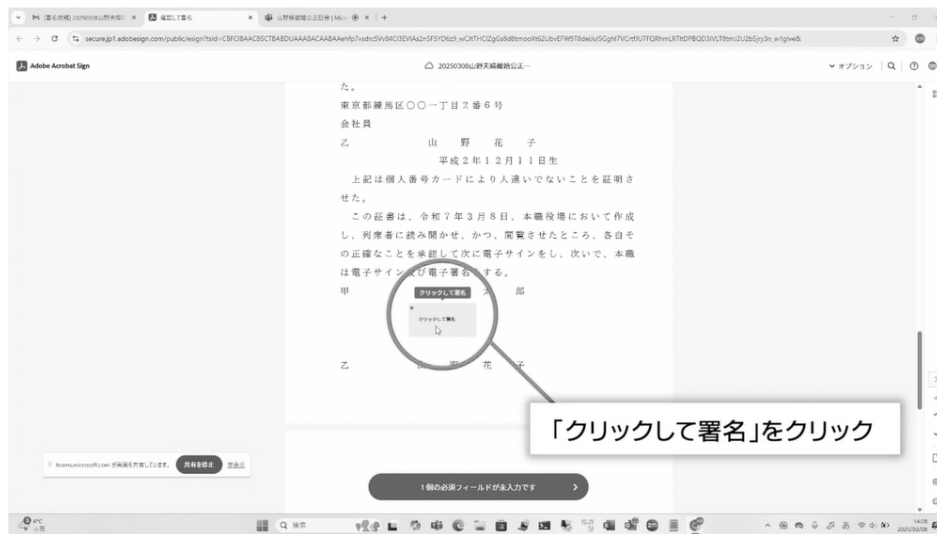
最初に電子サインをする列席者の電子サインが終わると、次に電子サインを行う列席者がいる場合には、その列席者のメールアドレスに、電子サ

インを求めるメールが配信されます。メールを受信した列席者は、最初に電子サインをした列席者と同様の手順で電子サインを行います。

(5) 公証人の電子サイン・電子署名と完成原本の保存

列席者全員の電子サインが終わると、公証人専用パソコンに、公証人の電子サインを求める表示が出ますので、公証人は、電子サイン・電子署名の手続を行い、公正証書原本を完成させます。

公証人は、その場で、完成した公正証書原本を電子公正証書システムに保存します。



図⑧ 電子サイン位置の表示

(6) いわゆる正本・謄本の交付等

リモート参加者への紙正本・紙謄本の交付は、手続終了後、郵送等の方法で行われることになります。

嘱託人が電子正本・電子謄本の交付を希望する場合は、クラウドシステムを利用した交付を行います。

この場合、公証人は、電子正本・電子謄本を作成した上、これを電子公正証書作成システムで利用しているクラウドストレージであるダイレクトクラウドにアップロードします。

すると、電子正本・電子謄本の交付請求者である嘱託人のメールアドレスにダイレクトクラウドのダウンロードサイトのURLを記載した通知メールが配信されます。

同時に、公証人は、Teamsのチャット機能などを利用して、嘱託人にダウンロード用のパスワードを通知しますので、電子正本・電子謄本の交付を受ける嘱託人は、ダイレクトクラウドのダウンロードサイトにアクセスし、チャットなどで通知されたパスワードを入力して、電子正本・電子謄本をダウンロードします。

ダウンロードを確認した嘱託人が公証人に受領のメールを送信し、公証人がこれを受け取って、手続が終了します。

第4 今後の予定

本改正は、先に述べたとおり、令和7年12月13日までに施行されることとなっていますが、施行された後、全国一斉に電子公正証書に移行することになるのか、法務大臣の指定によって段階的に移行することになるのかは、まだ明確にはなっていません。この点は、日公連としても、ホームページ等でお知らせするようにしたいと考えています。

第5 終わりに

公正証書のデジタル化についての御説明は以上です。技術的な事項ばかりの御説明となりましたが、電子公正証書の作成手続のイメージをつかんでいただければと思います。同時に、電子公正証書と言っても、本質は従来の公正証書の作成と変わらないことも御理解いただき、引き続き、公正証書を積極的に御利用いただければ幸いです。

自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加

日 時：令和7年3月27日（木）16時～17時

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾・平岡・竹田各副会長、関口専務理事、徳永理事
 〈日政連〉井口会長、菅幹事長、杉山・黒田両副会長

先般、自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会が自由民主党本部内の会議室において開催され、日行連・日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、石田真敏議連会長からの御挨拶があり、行政書士法の改正について、今国会での成立を目指して進めていきたい旨の御言葉をいただきました。続いて、常任会長、井口日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げました。

次に、行政書士法の改正案について、衆議院法制局から「行政書士法の一部を改正する法律案 骨子（案）」に基づいて説明があり、加えて、本会から法改正の要望の趣旨等について説明しました。その後、意見交換に移り、法改正による法律効果の範囲に関する質疑のほか、特定行政書士の業務範囲の拡大に賛同するとの力強い御意見があり、行政書士法の改正を推進することが承認されました。

これを受け、石田議連会長から、今後、他党の議連への説明を行い、行政書士法の改正の実現に向けて鋭意対応していきたい旨の御言葉をいただきました。

限られた時間ではありましたが、多数の国会議員、秘書の皆様に御出席いただき、大変有意義な会合となりました。



公明党行政書士制度推進議員懇話会に参加

日 時：令和7年4月2日（水）17時～18時

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾・竹田両副会長、田後・関口両専務理事、宮本・関谷両常任理事、徳永理事
 〈日政連〉井口会長、菅幹事長、宮元・水野・黒田・杉山各副会長、徳山常任理事

先般、公明党行政書士制度推進議員懇話会が衆議院第二議員会館において開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、赤羽一嘉議懇会長からの御挨拶に続いて、斉藤鉄夫公明党代表から御挨拶をいただいた後、常任会長、井口日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げました。

次に、行政書士法の改正案について、衆議院法制局から「行政書士法の一部を改正する法律案 骨子（案）」に基づいて説明があった後、本会から法改正の必要性について事例を交えて補足説明を行いました。

その後、意見交換に移り、本会から他士業団体への対応状況や行政不服審査制度の運用実態について説明したほか、出席議員からは、国家資格者としてのガバナンスの重要性の観点から、今般の法改正によりデジタル社会においても国民に信頼される制度となることを期待する旨の御言葉や、国民の権利利益の実現の観点から特定行政書士の業務範囲の拡大は合理的である旨の御言葉をいただきました。また、衆議院法制局に条文案の詳細な説明を求める場面もあり、法改正の内容について深い御理解をいただくことができました。

活発な議論の末、行政書士法の改正の推進について、赤羽議懇会長の一任とされ、改めて法改正の実現に向けて鋭意推進していく旨の御言葉をいただきました。

限られた時間ではありましたが、多数の国会議員、秘書の皆様に御出席いただき、大変有意義な会合となりました。



令和7年春の園遊会

令和7年4月22日、天皇皇后両陛下主催の令和7年春の園遊会が美しい緑葉が広がる赤坂御苑（東京都港区）において催され、常住豊日本行政書士会連合会会長が招かれました。

今年の春の園遊会は、より多くの招待客が天皇皇后両陛下や皇族方と交流できるよう、60年余り続いてきた天皇皇后両陛下に続いて皇族方が同じルートを歩き、道筋に並ぶ招待客と言葉を交わす形から、皇族方が三つのコースに分かれて歩かれる形に変更されて開催されました。

常住会長は、その三つのコースが合流する付近で天皇皇后両陛下にお目にかかり、秋篠宮同妃両殿下、三笠宮瑤子女王殿下、高円宮妃殿下から、親しくお声を掛けていただき、国民の権利利益の実現に資する行政書士の日頃の取組への労いのお言葉を賜りました。高円宮妃殿下からは、本会が令和3年10月26日にホテルオークラ東京（東京都港区）において開催した「行政書士制度70周年記念式典」に御臨席になられた際のことをお話いただき、私たち行政書士に対する励ましのお言葉を賜りました。

園遊会は、毎年、春と秋の2回、赤坂御苑で開催されます。天皇皇后両陛下は、衆・参両院の議長・副議長・議員、内閣総理大臣・国務大臣、最高裁判所長官・判事、その他の認証官など、立法・行政・司法各機関の要人や都道府県の知事・議会議長、市町村の長・議会議長、産業・文化・芸術・社会事業などの分野で功労のあった功績者とそれぞれの配偶者の方々約1,800人をお招きになって、親しくお話をなさいました。



出典：宮内庁 Instagram (https://www.instagram.com/p/DlxrofsyJW4/?img_index=2)



農業委員会中立委員行政書士意見交換会を開催

＜許認可業務部 農地・土地利用部門＞

令和5年の農地法、農業経営基盤強化促進法改正により、各地域の農業委員会中立委員の重要性が高まる中で、許認可業務部では、令和7年2月18日に全国8か所の道府県から中立委員として任命されている会員を集めて意見交換を行いました。以下にその概要を御報告いたします。

＜出席者＞

(敬称略)

農林水産省経営局

経営政策課 地域計画グループ 経営専門官 小林 博美

農地政策課 農地調整グループ 経営専門官 平野 晋次

同省農村振興局

農村政策部 農村計画課 農地転用班担当 課長補佐 松浦 宏聡

(一社)全国農業会議所

専務理事 稲垣 照哉

農地・組織対策部 農地利用最適化担当部長 佐藤 陽平

日本行政書士会連合会

副会長 高尾 明仁

専務理事 関口 隆夫

許認可業務部 部長 村山 豪彦

許認可業務部 農地・土地利用部門

部 員 中島 肇

部 員 杉山 久美子

部 員 雨宮 伸幸

部 員 宮脇 万記臣

部 員 濱田 哲郎

専門員 西村 芳和

専門員 小関 敏和

中立委員行政書士

北海道行政書士会 中谷 香織 (北海道今金町)

福島県行政書士会 石井 英毅 (福島県いわき市)

群馬県行政書士会 山田 孝夫 (群馬県高崎市)

三重県行政書士会 高野 雅史 (三重県桑名市)

大阪府行政書士会 松本 智恵子 (大阪府堺市)

広島県行政書士会 石田 尚則 (広島県呉市)

徳島県行政書士会 河野 耕八郎 (徳島県美馬市)

熊本県行政書士会 徳永 芳也 (熊本県熊本市)



日本行政書士会連合会第1会議室



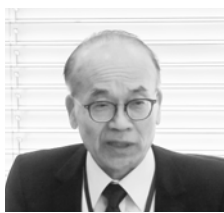
意見交換会の様子



司会を務める村山許認可業務部長

＜挨拶＞

関口専務理事：今日は、農業委員会中立委員行政書士意見交換会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。皆様におか



れましては、各地域において農業に関しての様々な支援、施策に携わっていただいていることに深く感謝申し上げます。さて、日本行政書士会連合会の許認可業務部、農地・土地利用部門におきましては、各種補助金や助成金、種苗登録等の知財を始めとする行政手続、農業経営における外国人材の活用や事業承継に関して、行政書士が農業従事者に寄り添いながら支援を行うとともにそのことを社会へ周知していくこと、そして農業支援業務を確立・強化していくことを主な目的として農業経営支援プロジェクトチームを立ち上げました。今後も関係者の皆様とも協力し、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。本日の意見交換会が有意義なものとなることを御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

平野経営専門官：日頃から行政書士の皆様が農業委員会の中立委員として活躍されていると伺っています。今後も農業委員会の運営



に是非お力添えいただきたいと思います。地域計画の策定におきましては、期限が3月末までということで、全国の市町村で策定のお願いをしており、中立委員の皆様にもコーディネーターとしての役割を期待しています。農地転用におきましても、優良農地の確保に関わる要請や地域産業の振興に関わる要請について、農水省としては調整という役割を日頃担っています。今日、意見交換で様々な意見をいただくとともに、これからの参考となる要望などもお聞きしたいと思っていますので、是非よろしく願いいたします。

稲垣専務理事：平成27年の農業委員会法改正で「利害関係を有しない者」が中立委員として農業委員会の中に位置づけられたことにより、行

政書士を始めとした法律系士業の方に一定数入っていただくようになりました。以前から行政書士の皆様には、街の法律家として市町村の農業委員会と密接な関係をお持ちになり、行政委員会の外部スタッフのような立ち位置で農業委員会の業務や農地行政の手助けをされていた方もいるという中で、今回の改正で中立委員という形で入っていただき、今に至るということでもあります。ただ、全国1,700近い農業委員会があり、それぞれに士業の方を農業委員に当てるのはなかなか困難ということで、市町村で行政書士を中立委員に任命したいときのプラットフォームとして、日本行政書士会連合会と提携できないかということを探索、調整しています。農業委員会も組織のリソース、人的な体制が十分でなく、ますます行政書士の皆様と連携していかねばならないと思っていますので、今日のこの意見交換会で一歩でも二歩でも前に進めるような場になればと思っています。



佐藤部長：農地・組織対策部は、全国農業会議所の中で農業委員会を直接御支援する部署ですので、日頃から農業委員会の皆様には



御意見、御指導いただきながら、業務を行っています。本日の意見交換会のテーマである地域計画の策定、下限面積の撤廃、また太陽光発電設備設置に係る農地転用や外国人の農地取得等、一筋縄ではいかない問題であると思っていますので、今日は現場の実情など伺えればと考えています。

＜中立委員としての業務や活動＞

中谷会員（北海道）：総会の中では法律の改正について分かりやすく説明することなどを心掛けており、ほかの委員からは分かりや



すくて良かったとフィードバックをいただけることもあります。ほかには、JA女性部の方々と意見交換会を行って、女性農業者の悩

みを聞いたり、女性農業委員を増やすにはどうしたらいいかといった話をしたりしています。どこの自治体も同じかと思いますが、女性の農業委員を増やしたいということが求められていて、私が所属する今金町でも増やしていきたい、また少し大げさですけど、地位向上などもやっていきたいと思っています。

石井会員（福島）：農地パトロールや違反転用の相談受付などを主にやっています。農地パトロールについては、農業委員会でごにやっ



ている現地調査とは別に、個人的に車で回って、違反転用がないか耕作状態がどうなっているかなどを見て回っています。違反転用の相談受付については、別の農業委員の地元で違反転用を指摘された件で、専門的な言葉が入ったり、都市計画課や建築指導課まで交えての話になったりすると、私が行政書士であることから間に入って相談に乗ってくれないかと頼まれることもあり、その相談者の方に説明に伺ったこともありました。

山田会員（群馬）：総会のほかに、現地の補助として毎月2回ほど農地パトロールを行っていて、農地転用の事案において面積の大きい物件に関しては、現地調査も行い、林地関係の農地に影響がないかチェックをしています。また、別の農業委員から相談を受けたり、書類の質問や相談に乗ったりということも多くあります。農業委員のほとんどが農家の方ですから、専門的なことは協力できていると思っています。

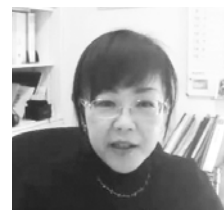


高野会員（三重）：総会の出席のほかに、事務局から重要な計画書や写真が書類として届くので、総会までにチェックし、総会の場で説明や補足、質問をしています。実際に現地確認するのは担当の農業委員であり、私自身は現地には行かない分、書類でチェックをしている形です。ほかには、年数回の農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会に参



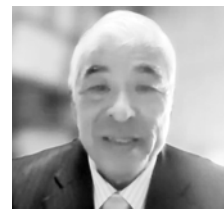
加しています。

松本会員（大阪）：総会の後に、農業従事者の方から相続や書類などの困りごとや補助金の申請に伴う書類の書き方や証明書の取り方などを相談されるので、お答えしています。また、研修会などに呼んでいただきますので、その場で農業委員としての立場、行政書士としての立場からお話をさせていただく機会が増えています。

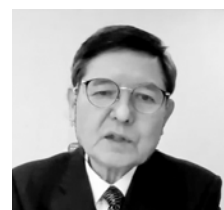


石田会員（広島）：毎月、総会の前に開催される役員会に参加し、総会においては積極的に発言するよう努めています。また、呉市農業委員会では、職員2名、農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名で総会議案の現地調査をすることになっており、私も参加しています。そのほかにも年に4回ほど開催される地区会への参加や地区内の農地パトロールを随時行ったり、年に2回ほど広島県農業会議主催の農業委員や農地利用最適化推進委員対象の研修会に参加したりしています。

河野会員（徳島）：毎月の総会の後、又は議案が終了した後に勉強会を開催して、最近では耕作放棄地の問題や認定農業者のアグリサポートができなくなったといった問題に関してどのような解決策を見いだせるかということに一生懸命取り組んでいます。



徳永会員（熊本）：熊本市は、スイカ生産で有名な植木やミカンで名をはせている河内など大きく土地条件が異なっている関係もあり、市内を九つの地区に分けて地区委員会を毎月開催しています。申請が上がった議案については、毎月、地区委員会で事前に現地調査等も含めて検討し、総会に検討結果を報告して議論、審議していくというスタイルを取っています。私は中立委員として、特定の地区に所属しているわけではありませんが、それぞれの地区を月に1地区ずつ回って、地区委員会での現地の調査や案件の議論に参加



しているという状況です。地区の農業委員や農地利用最適化推進委員と議論しながら、現地調査の際も積極的に話をする形で一定の距離感を持ちながら関わっています。

<地域計画の策定について>

石井会員（福島）：直接農業者の方の話が聞ける重要な機会と捉えまして、地域計画策定のための住民説明会には何度か参加させていただいています。いわき市農業委員会では、アンケートを配布し、アンケート結果を集めた上で地域の住民説明会で話をまとめていくプロセスを当初考えていましたが、住民や関係者等から積極的に話をまとめてくれたり、今後5年後、10年後どうするのかまで考えていたりするところがある一方で、なかなかアンケートの結果が集まらないところもあるなど、エリアによって今後の農業への関心にかなり温度差があると参加してみて感じました。

山田会員（群馬）：高崎市の中でも特に中山間地域に行きますと、現場も大変だなと感じることもありますが、まだ始まったばかりですので、地域計画に沿った土地の相続や成年後見についても農家の方と協力してより良い形に持っていければと考えています。

石田会員（広島）：呉市内の四つの地区で地区会に参加して、関係機関との話合いに参加しています。出し手の情報や受け手の情報を各地区会で情報を集めるのですが、なかなか後継者不足でマッチングするのが難しく、事務局でも地域計画の策定に苦慮している状況です。3月末までの期限でうまく策定できればと思っています。

河野会員（徳島）：座談会に3度ほど参加させていただいて、認定農業者や新たに就農したいという方々から御意見をいただきました。日本の食料安全保障や自給率の低さ、農作物の価格の上昇などが問題になっていますけれども、改めて農家や農業について考えることは非常にすばらしいと実感しています。地域計画が成功して、農業の担い手が増え、ますます地域が活性することが、農業者にとって非常に喜ばしいことではないかと思っています。

高野会員（三重）：桑名市では、各農家にアンケート

を郵送したのですが、郵送だと回答率が低いので、農家組合長や農業委員など農業に関係のある地元の方が手渡したほうが、回答率がいいのではないかと意見が出ました。また、中間管理機構経由で大規模経営をされている方が多いのですが、貸す側、所有している方はほとんど農業をしていない状況です。水路が壊れると土地改良区で直していくのですが、所有者はお金払っているからノータッチという感じになっています。一方で借り手側、つまり耕作している方は管理しないといけないという考え方を持っているので、そういう問題をどうやって解決したらいいのかと疑問に思っているところです。

徳永会員（熊本）：農業委員会では、地域計画や目標地図はどんな感じで進んでいますかという話題に持っていくことをしていました。目標地図の素案については、全て市長部局に提出しているということです。形としては出来上がるのかと思っています。ただ、期限を切って、急ぎながら作ったということもありますので、目標地図についても今後、地域の状況を把握し、話合いを続けながら、都度ブラッシュアップや見直しを図る形で進めていくことになると思っています。

濱田部員（宮崎）：熊本市では地域計画について素案を全部提出していると話がありましたが、地域計画の中で、11,000ヘクタールという広大な農地の中で、守るべき農地と守り切れない農地という線引きは出てくるものなのでしょうか。



徳永会員（熊本）：出てくると思います。実際に山間地になると受け手がたくさんいるわけでもなく、非農地認定作業も行われています。荒れている山間地の農地は自然に戻すことも必要で、守るべき農地をいかに担い手に集積していくかが今後も課題であると考えています。非常に人が少なくなっている、後継者が少なくなっているという状況の中で、この地域計画作成を通じて、地域の農地を守り、農業で経営が成り立つ形へのベースとなる計画であってほしいなと思っています。

杉山部員（山口）：私は山口県の限界集落の最たるところに事務所がございますので、地域計画も大変困難な状況ではないかと思っ



ています。人がいなかったり、地の利の悪い農地が多かったりするので、徳永会員がおっしゃいましたとおり、費用と時間を掛けるのであれば、守れる農地を大事にし、農地でないなら管理する人がいるという場合については自然に返すという手だてを取って国土として守っていくほうがいいのではないかと考えています。ただ、不在地主も多く、山になっていて熊が出るかもしれないとなると国庫帰属ができないという状況もあります。

小関専門員（山梨）：甲府市では農地の売買は活発化してきており、地域計画が作成された後に地域計画に反するような3条の申請



がどうなるのか、また、若い方がいない地域ですので、若い方を入れたほうがいいのか、それとも計画があるから厳しくするのかなど疑問に思っています。

小林経営専門官：日頃から地域の取組に御参加いただきありがとうございます。地域計画は令和7年3月31日までに策定することが



法律上に明記されていて、既に法的な手続に入っているところが多いかと思っています。この地域計画は正に地域の将来設計図であり、農業経営基盤強化促進法の基本構想を作っている市町村は策定する義務があるということは御理解いただきたいと思っています。地域計画は地元の方が主役ですので、自分たちで定めたことを形にさせていただいて、それをどう実現していくのかまで考えていただきたいということでございます。各地域で独自の事情がございますので温度差があってしかるべきですが、各農業委員の方々には、知見を活用しながらうまく誘導していただけるとありがたいと思っています。石井会員からは勉強を兼ねて協議の場に参加されているという話

もございました。正にそのような取組からスタートして、地域との関係性も深めていき、地域をどのようにしたら守っていけるのか行政書士の皆様にも当事者の1人として入っていただけたらと思っています。地域計画の話を進めると、どうしても地元からの要望合戦という形になって、話合いがなかなかうまく進められないという話をよく耳にしますが、第三者の立場、中立的な立場の中立委員の役割も今後期待されていくと思います。徳永会員がおっしゃったように今後もブラッシュアップをしていく取組が重要になりますので、是非引き続き、いろいろな形で地域計画の取組に関与していただけると大変ありがたいと思います。

稲垣専務理事：いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。正に3月31日をゴールとして、一つの区切りとして今作っているわけですが、小林経営専門官のお話にもありましたように、そこが終わりではなく、計画を作ったら今後はそれを実行する必要があります。実行には2パターンあると思っています。全国で22,000ぐらいの地域計画が出来上がる中で、10年後に誰がどこを耕すということが理想的に決定できたところは、それをどんどん実現していく、これがまず一つ目です。一方で、大多数は現状維持であるとか、10年後に耕す人が決められず、白地図のような箇所も出て、話合いを継続していくということをやらなければならないわけです。これが二つ目として4月1日からの大きな課題です。今日、中立委員の方のお話を聞いて、利害関係のない者という形で農業委員会にいただくことが、地域計画が現場でなかなかうまくいかないときに、何か突破口になるような役割を果たしていただけるのかと思っています。地域計画の議論や各地の取組を見ていると、地域計画というのは地域の将来像を踏まえて、地図に落としていくというのが趣旨ですが、話が“行政”対“住民”みたいな形になりやすいところに、中立のお立場で将来どうしますかということと言えるのが正に「中立委員」なのかと思っています。

＜農地法第3条の下限面積制限の撤廃について＞

石井会員（福島）：いわき市ですと、家庭菜園よりはもう少し広い1,000 m²や2,000 m²ぐらいのところを新規就農の方が申請している案件が印象に残っています。耕作放棄地になってしまうのが心配なので、新規就農の方については、近隣の認定農業者の方が相談に乗っているとかが農地利用最適化推進委員の方が何か悩みがあるときはバックアップしているとか、環境を整備した上で総会の申請に乗せてきているところがあります。まだ始まったばかりですので、バックアップ体制でうまく軌道に乗るか温かく見守っていきたいと思っています。そのほか、興味深い事例ですと、下限面積に満たない土地を取得してミニチュアのサボテンの商売をやっていききたいという案件がありまして、こういう方々も参入しやすくなっているということも併せて報告いたします。

山田会員（群馬）：高崎市農業委員会では、下限面積が撤廃され、申請の数は増えているかと思っています。ただ、農機具の保有台数や農業経験といった条件がありますので、下限面積がないから誰でも農業できるわけではなく、条件をクリアできる方が参入されて農業している状況にあると思います。

高野会員（三重）：家庭菜園の申請が増えたかと思えます。桑名市では、下限面積が撤廃される前には空き家と隣接した土地の場合に取得可能という話も進んでいたのですが、下限面積が撤廃されたことによって、空き家を取得して家庭菜園ができるというメリットができたのかと思います。

石田会員（広島）：呉市では今まで面積を満たしていなかった方の申請は増えていますが、内容としては家庭菜園程度が多く、農業を本業でやっているようなケースはございません。私が農業委員に就任した平成27年当時、下限面積が地区によって3,000 m²、5,000 m²という状況でした。令和5年の撤廃前は、呉市の一部地域は1,000 m²が下限面積でした。以前から、私の事務所に3条の移転の相談が多くあり、下限面積のハードルがあるために依頼者の思いが遂げられないというケースが多々ありまし

た。呉市農業委員会が3,000 m²から1,000 m²に下限面積を下げたときから、私は農業委員会の事務局や市議会議員とも相談しながら、下限面積を少なくするか、あわよくば撤廃したいと思って活動してきました。農水省の方には、どのような方面から要請があったかなど撤廃になった経緯や撤廃から2年過ぎでの評価を是非教えていただきたくお願いいたします。

河野会員（徳島）：美馬市は吉野川中流域にある稲作農家が多いところですが、下限面積によって農業に参入できないという方が相談にいらっしゃったこともありまして。下限面積撤廃によって、本当に農業したいという方が農業に携われるような環境ができたということで、先月も6,000 m²ほどの休耕農地を新規就農者が取得できる許可が下りました。その方は薬草を中心に作物を作るということで、このような篤農家の精神あふれる方にとっては非常にうれしい状況になっています。その方の農地が耕作放棄地にならないように指導するのは、我々中立委員であったり認定農業者の委員であったりするわけですが、先々を心配すればキリがないので、現実問題として耕作放棄地の解消になったことは非常にうれしいと考えています。

徳永会員（熊本）：下限面積の撤廃については、歓迎しています。新規に就農したいという方が、5,000 m²以上でないとダメとなると、施設園芸をやるにしても無理をしたり、集約作物みたいな理屈づけをしないといけなかったり、いろいろ苦勞していたので、下限面積が撤廃されたことは、新規就農者にとって、特に認定就農者にとっては良かったかと思っています。また、小規模の家庭菜園的な申請も結構出てきています。何百m²のものを家庭菜園にするということはその農地が荒れないという意味でプラスであると思います。ただ、面積の要件だけが撤廃されているわけで、全部効率要件や農作業従事要件、その他の周辺地域との調和などは今までどおりですから、そういう申請が新規就農で上がってきた場合には、必ず地区委員会に本人を呼び、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員で聞き取りや助言などをして審議している状況です。

小関専門員（山梨）：下限面積撤廃に関して、家庭菜園のような申請が非常に多い一方で、許可権者によっては、家庭菜園は認めませんというところもあるのですが、家庭菜園は3条で許可しないという通達に関してお考えをお聞きたいです。

平野経営専門官：家庭菜園のケースにおいて、農水省が家庭菜園を認めないという通知は出していないので、市町村農業委員会でそのような運用をされているのかと推測するところがあります。家庭菜園であってもほかの農地と同様、効率利用は求めていくということで運用していただきたいと思っています。呉市の石田会員から経緯と評価について御質問がございましたが、昭和27年に農地法ができてから時代が変遷する中で、当然、必要な改正というのはすべきだと思っています。農地法3条の要件につきましても、かつては上限面積というのがあり、さらに、小作地所有制限もありました。いずれも時代の移り変わりとともに削除してきているというところがあります。下限面積の撤廃につきましても、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正において、地域計画の策定と併せて実施されたわけですが、すでに7割の市町村で下限面積未達の別段面積を定めており、野菜等の新規就農者の7割が下限面積未達で経営していたことから、下限面積要件が全国的に見ればあまり意味をなしていないものであったことは実態としてございました。また、人口減少・高齢化の中で、農地を担ってくださる方が出てこない地域においては、地域内外から農業を担う者を呼んでくる必要性があり、下限面積は一つの支障になってしまうのではないかと懸念や、3条2項1号の全部効率利用要件や4号の農作業常時従事要件が適正に審査されるのであれば、面積で一律に排除するというのは適さないだろうという意見も背景にありました。評価としましては、実際に下限面積制限が撤廃されたことでこれまで参入できなかった方がどれだけ参入できているか、具体的な数字は取れていないのですが、下限面積撤廃は大変問題であるという声はほぼ聞いていないという状況であるというのが一つの評価に

なっているところですよ。

稲垣専務理事：この法改正に立ち会った立場で言うと、全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会組織としては、慎重、むしろ反対の立場でした。下限面積はほかの基準と比べて分かりやすいこと、投機的な農地取得の抑制が効かなくなるのではないかとということから簡単に撤廃するべきではないと当初申し上げていました。下限面積が投機的な農地防止の判断基準となっている中で、撤廃されることに対して現場からは相当危機感があり、農業委員会を対象とした説明会でも政省令をつくる段階でかなり白熱した議論がありました。不動産屋が下限面積撤廃を前提にして、小面積の農地を取得して転売しようとしているという話もあったのですが、1年半たって、それほど深刻な事案は今のところ耳には入っていないところです。そこで質問したいのですが、今日の報告の中で、耕作放棄地が家庭菜園として解消されたと評価されているわけですが、実際取得するときに下限面積以外の要件によって不許可にした事案というのはあるのかということです。また、実際に家庭菜園として取得された農地を農地パトロールの対象として具体的な指導をされているのかどうかも事案があればお答えいただければと思います。

石田会員（広島）：呉市の場合、現地が荒れていないか現地調査をし、事情聴取をした上で、農地として耕作できるという感触が得られている案件がほとんどなので、基本不許可ということはありません。許可後、事務局に対して、きちんと許可の条件でなされているか追跡調査していく必要性は、中立委員として日頃から伝えています。一方で事務局からすると、人材や予算の問題があって、なかなか追跡調査ができていないという状況です。許可を出した以上、その許可が守られているかどうか調査するのは徹底すべきだと考えていますので、農水省から各市町村に予算づけをしていただくことを是非とも御検討いただきたいと思います。

＜太陽光発電設備設置に係る農地転用申請について＞

河野会員（徳島）：太陽光発電の申請は減ってきています。太陽光発電設備の下に農作物を設置する営農型太陽光の案件ですと、収量を通常の8割以上確保しないといけないという要件もあるので難しいのですが、一方で阿南市では太陽光発電設備の下のお米が8割どころではないぐらいたくさん取れるという現象が生じている事例もあり、行政書士としても応援したいと思っています。

中谷会員（北海道）：北海道では、太陽光は弱く、冬は全く機能しないという状況もありますので、今金町においては、申請は記憶する限りはありません。風が強い地域ですから、風力発電の試験的な運用をしたいと申出があって、3年ほどの転用で、風力を測り、3年後には撤去するというのがはやっている状況です。設置したときも撤去したときも、農地パトロールで巡回をして確認をしています。

松浦課長補佐：まず、恒久転用して設置するいわゆる野立て太陽光につきましては、第2種農地又は第3種農地以外許可ができないので、少しずつ適地が減ってきているのではないかと考えています。一方、営農型太陽光につきましては、令和4年時点では増えている状況ですが、FITの買取り価格が10円まで下がっていますので、恐らく今後は設置件数も減ってくるのではないかと考えています。下部農地での営農が適切に行われていないことが問題になっていましたので、従来通知で定めました一時転用の許可基準を農地法の施行規則に引き上げるとともに、令和6年4月には運用についてのガイドラインを発出し、各農業委員会には適切に運用していただいているのではないかと思います。申請に当たって、営農計画書の記載など厳格に審査できるよう書式等も整えていますので、審査を的確に進めていただければ非常にありがたいと思っています。また、営農をされていない場合は農地法に基づく勧告や原状回復命令を出すことになっていますし、経済産業省と連携してFITの交付金を一時停



止するといった措置も始めていますので、不適切な事例が発見された場合は、積極的に是正への対応をお願いしたいと考えています。

＜外国人による農地取得について＞

河野会員（徳島）：外国人の方の申請は、ぼつぼつ見掛ける状況です。また、農業をする外国人（フィリピン、ベトナムの方など）は非常に勤勉で、熱心に働かれる方が多い印象です。

徳永会員（熊本）：最近、取得の案件がありました。事前に地区委員会で本人から営農状況の計画等の聞き取りを実施したところ、その方は、母国で農業の経験があり、熊本の企業に勤めているので兼業でやりたいということでしたので大きな面積ではないのですが、許可をした事例があります。また、最近の話ではないのですが、ヨーロッパの方の許可申請に関わったことがあります。その方は現在も非常に熱心に農業をしていらっしゃる。いずれの例も、配偶者が日本人であるというのが一つの成功の要因だったのかもしれませんが、外国人だから駄目だということはないのではないかと考えています。

＜終わりに＞

稲垣専務理事：行政書士がコーディネーターや講師の役割を果たすことで、利害関係のない中立委員としての可能性が改めて高まると思っています。農業委員会の業務だけではなく、農業政策全般のリソースが大変な状況で、手を伸ばし切れていない部分に対して、中立委員行政書士としての今後の役割を期待していきたいと実感した意見交換会でありました。

高尾副会長：冒頭の挨拶でもあったかと存じますが、日本行政書士会連合会が農業者の支援に力を入れていく方針の下で農業者支援に係るプロジェクトチームを立ち上げました。やはり現場が一番大事というところで、行政書士が各市町村で中立委員として現場で活躍されていることは日本行政書士会連合会の理念とも合致し、相乗効果を生むと考えていますので、今後ともますますの御活躍をお願いしたいと考えています。本日はありがとうございました。



理事会の開催報告

開催日 令和7年4月23日(水)・24日(木)

場所 虎ノ門タワーズオフィス6階
[ROOM7]

司会 宮本 重則 総務部長

議長 常住 豊 会長

議事録署名人 青木 克博 (福井会)・
青手木 良次 (鹿児島会) 両理事

構成員 55名のうち、55名出席 (開会時)

オブザーバー 山本 準一・増田 由明 各監事、佐々木 政勝 選挙管理委員長



令和7年4月23日午後1時30分から理事会が開催された。本理事会では、以下4議案について審議され、全議案が可決された。

【 議 案 審 議 】

第1号議案

令和7年度定時総会の議案について

- 総会第1号議案 令和6年度事業報告
- 総会第2号議案 令和6年度決算報告 (決算報告書・監査報告書)
- 総会第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正 (案) (1)
- 総会第4号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正 (案) (2)
- 総会第5号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正 (案) (3)
- 総会第6号議案 令和7年度事業計画 (案)
- 総会第7号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について (案)
- 総会第8号議案 令和7年度予算 (案)
- 総会第9号議案 役員の改選

以上の9議案を定時総会に上程することについて、承認が求められた。総会第5号議案において、異議ありの声があったことから採決を行った。採決の結果、出席構成員52名中、賛成41名で、半数の26名を上回ったことから、本議案は可決された。そのほかの議案においては、異議なしにより、可決された。

第2号議案

令和7年度定時総会議事運営委員会委員の選出について

日本行政書士会連合会会議規則第31条及び日本行政書士会連合会議事運営委員会規則第4条に基づき、令和7年度定時総会議事運営委員会委員の日行連役員からの選出について、会長一任とすることについて承認が求められた。異議なしで可決され、常任会長から次の3名が選出された。

理事 鵜沼 理人 (福島会) 理事 和田 英幸 (長野会) 理事 河野 芳輝 (宮崎会)

第3号議案

日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規則の一部改正 (案)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う規則改正の承認が求められ、異議なしで可決され、令和7年4月23日から施行された。

※新旧対照表は省略します。

第4号議案**日本行政書士会連合会会務執行規則の一部改正（案）**

名誉会長、顧問及び相談役に関する規定を設けるべく、日本行政書士会連合会会務執行規則の一部を改正することについて承認が求められた。異議なしで可決され、令和7年4月23日から施行された。

**日本行政書士会連合会会務執行規則の一部改正（案）
新旧対照条文**

改 正 後	改 正 前
第3章 名誉会長等 (名誉会長等) 第10条 名誉会長、顧問及び相談役（以下「名誉会長等」という。）は、本会の業務の執行について助言し、かつ会長が要請した各種会議に出席して意見を述べることができる。 (役員等に関する規定の準用) 第11条 第5条第1項及び第6条第1項の規定は、名誉会長等について準用する。	[新設]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

【協議事項】

- (1) 令和7年度定時総会における役員選考に関する申合せ（案）について
- (2) 日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則の一部改正（案）

【報告事項】

- (1) 令和7年度定時総会日程について
- (2) 令和7年度会長選挙日程について
- (3) 令和7年度行政書士試験協力事務に関する文書について
- (4) 令和6年度能登半島地震及び能登半島豪雨に係る募金の分配結果について
- (5) 災害復興支援員の募集について
- (6) 行政書士制度に関する研究会令和6年度報告書について
- (7) 訪韓事業について
- (8) 法改正の進捗について
- (9) 令和7年度特定行政書士法定研修について
- (10) 封印委託制度について

【その他】

- (1) 農業委員・農地土地利用最適化推進委員の選任状況について



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和7年度（令和7年7月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	7月15日(火) ～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火) ～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特 例 措 置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000 円 実務研修会：15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、審査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研 修 概 要

1 受講資格

行政書士

（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「審査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講 義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉令和7年8月1日（金）～9月15日（月・祝）

〈講義科目〉

科 目	時 間（コマ数）
行政法総論	18 時間 [約1時間×18コマ]
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考 査

令和7年10月19日（日）14:00～16:00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※審査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈審査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための審査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。

また、令和7年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

なお、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和7年4月1日（火）09:00～

令和7年6月20日（金）17:00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジットカード決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるをお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

5 結果通知

修了者の審査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・審査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・審査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈審査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、審査を中止することがあります。

審査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」へ掲載するか、若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、申込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします（令和7年7月18日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、（株）全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政書士のための行政法【第2版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、送付しませんのであらかじめ御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、（株）全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。
- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 合否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

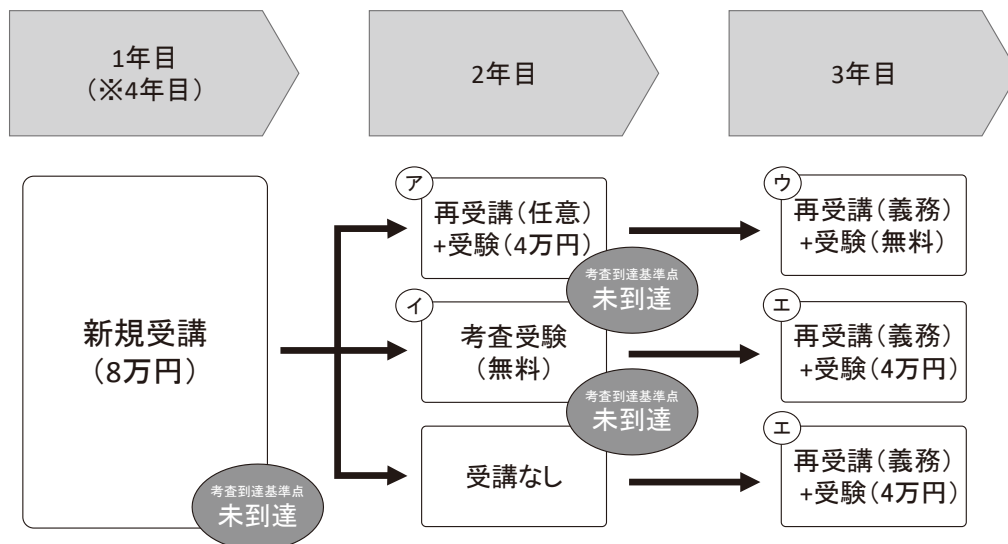
- (1) お申込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

お問合せ・御連絡先

- | | |
|---|--------------|
| ○本研修のお申込み手続に係る御照会
（株）全行団 特定行政書士法定研修受付係 | 03-6450-1622 |
| ○本研修の内容に係る御照会
日行連事務局研修課 | 03-6435-7330 |

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申込みが必要となりますので御留意ください。



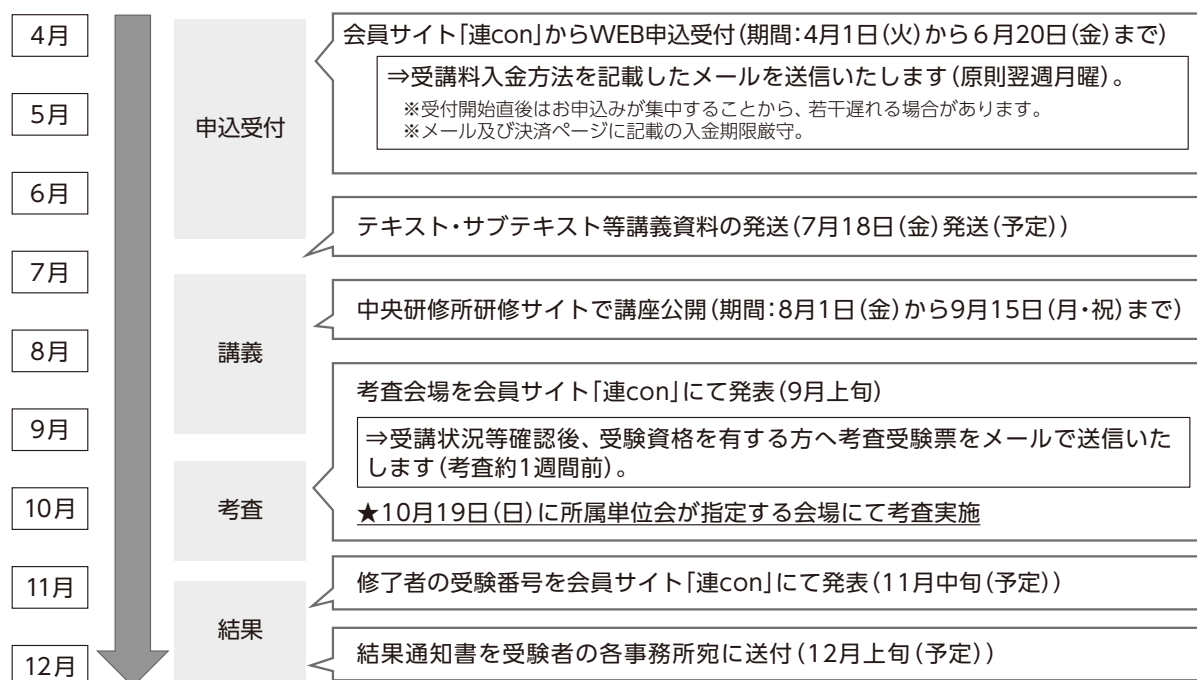
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、審査の受験要件を満たしていると判定された方が対象です。

※2・3年目にお申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉖～㉙のいずれかを選択してください。

※2年目の㉖については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を修了したものとし、審査を受験することができます。

〈特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和7年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申込みをしてください。

4 受講料の支払

申込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください（入金後、支払完了メールが届きます。）。

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM（ペイジー®）



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<一般倫理研修マニュアル>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 ID（パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

ユーザーID:
 パスワード:
 ログイン

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して申込を行ってください。

※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能メールアドレス が必要です。

ID、パスワード申込

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  変更する をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  保存 をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」を押す。

<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
不要な場合には、チェックを外してください。

☒ 受け取る

[ログイン画面へ戻る](#)

ログインページ

※ 連conにログインするには 利用登録 が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

ログイン出来た後、パスワードを忘れた方

☐ ログインできない

- ログインID・パスワード
- パスワード入力や「Capcha」
- パスワードを忘れた方

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

[連conサイト利用登録](#)

② マイページ

行政 太郎 プロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷移します。

③ 変更する

 変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

※ 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 最新の記事は5件まで表示されます。

一般公開情報	申請取付関係情報
特定行政士決定情報	業務開始情報・セミナー
建設交通部門	建設・環境部門
農林・土地利用部門	社会福祉・生活福祉部門
福利厚生・事業広報部門	法務事務・成年後見部門
総務部門	知財情報部門
企業支援部門	委員会等
その他	

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

※ 電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版の受取停止を希望する場合は所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

愛知県

行政書士会

行政書士記念日フォーラム「ペットと人との共生を考える【災害対策編】」を開催



2月23日、愛知会では、昨年に引き続き行政書士記念日フォーラムを開催しました。「猫」と行政書士は記念日が同じであり、普段からユキマサくんにお世話になっている行政書士が安心・安全なペットライフを目指し、備えておくべきことや、知っておかなければいけないことについて、研修会・講演・シンポジウムを通じ、より知識を深める機会として開催しました。

本年度のサブテーマは「ペットも飼い主もずっと幸せ みんなが安心して寄り添える共生社会を目指して」としました。近年多発している地震や大雨による大規模災害。ペットを家族とする人々にとって、ペットを置き去りに避難生活を送ることはできません。被災時にどのように対応すべきか、ペットを飼っている被災者の視点のみならず、犬や猫が苦手な被災者と、どのように共生し災害に対応すべきかを、自治体の取組を紹介するとともに、我々行政書士ができることについて考え、またペットに関連する多くの団体とも交流をする機会となりました。

当会では次の行政書士記念日に向け、広く国民の方々に行政書士の存在が浸透するよう、引き続き活動してまいります。



広島県

行政書士会

行政書士記念日特別企画「終活ラジオと無料相談会」開催報告



2月23日、広島会とコスモスひろしまの共催により、「終活ラジオと無料相談会」を開催しました。本イベントは、行政書士記念日を記念し、行政書士の業務を広く市民に周知するとともに、相続や終活に関する相談機会を提供することを目的としたものです。会場は広島市南区のゆめタウン広島1階ウエストコート広場で行い、午前・午後合わせて約100名の来場がありました。

無料相談会では、相続・遺言に関する相談が中心であり、成年後見制度についての相談も数件寄せられました。相談件数は合計16件となり、市民の終活に対する関心の高さがうかがえました。

また、本イベントの目玉として、ラジオの公開収録を実施しました。司会には広島県内で活動するラジオパーソナリティの藤田弘之氏を迎え、当会の原田誠会長及びコスモスひろしまの井上倫子支部長と共に、行政書士の業務や終活に関する話題について解説しました。第1部では「行政書士に相談できること」、第2部では「生前対策と成年後見」をテーマに、具体的な事例を交えながら進行しました。藤田氏の軽快なトークにより、会場は終始和やかな雰囲気に入れ、来場者からは「終活について楽しく学ぶことができた」との声が聞かれました。

公開収録の様子は、FM みはら（3月3日放送）及びFM はつかいち（3月7日放送）にて放送され、広島県内の多くの市民に向けて行政書士の業務や終活の重要性を伝える機会となりました。

本イベントを通じて、行政書士が市民の身近な専門家であることを広く周知するとともに、相続や成年後見に関する具体的な相談の場を提供することができました。今後も当会では、無料相談会や広報活動を継続し、市民にとって信頼される存在として行政書士の役割を発信してまいります。



三重県

行政書士会

三重会と百五銀行との「包括的連携に関する協定書」締結式を開催



3月11日に、三重会と(株)百五銀行との「包括的連携に関する協定書」締結式が行われました。

本協定は、当会と百五銀行が様々な分野で連携し、地域の活性化と産業の振興を図るための基本的事項を定めたものです。地方銀行と行政書士会がこのような協定を締結するのは東海3県で初めてのことです。

本協定について、締結式挨拶の中で、百五銀行常務執行役員・営業本部長の荒木田豊氏は「許認可申請や外国人採用、補助金申請、相続などでお困りのお客様に行政書士を紹介することにより、お客様の円滑な行政手続を進めたい。」と説明しました。また、当会の若林三知会長は「行政書士は単に書類を作成することにとどまらず、行政と地域の皆様の懸け橋となる存在です。本協定により、百五銀行の有する地域の事業者・個人との強く幅広いネットワークと行政書士の専門知識を組み合わせ、地域の皆様により迅速かつ適正な法的支援を届けたい。」と述べました。

当会では本協定を機に、「身近な街の法律家」として、地域の皆様の暮らしや事業を支えてきた行政書士の役割を更に広げて、事業者向けの許認可や補助金申請、遺言・相続手続、外国人の在留手続など、幅広い分野で百五銀行との協力・連携体制を構築して、地域の活性化と持続可能な成長に貢献していきます。また、これらに加えて、協定の一環として開催するセミナーなどを通じて、地域の皆様に正しい知識を提供し、地域全体の法的リテラシーの向上にも貢献していく所存です。



「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>





法教育推進委員会から

法教育の新たな取組について

＜広島県行政書士会＞

広島会では、広島西支部及び尾道支部において、これまで主に廿日市市、大竹市、尾道市で法教育出前授業を展開してきました。子供たちの未来のために少しでもできることを、という思いで活動を続けています。

この度、広島西支部では、初めて他の単位会の方々に広島の法教育を見学していただく機会を持ち、埼玉会、大阪会、福岡会から4名の先生方が遠路はるばるお越しくださいました。

【授業について】

今回の授業は、中学校1年生を対象とした「行政書士のお仕事紹介」というテーマで行いました。学校側の希望で、一部の生徒が多目的室で直接授業を受け、残りの生徒は各クラスでオンライン視聴するという形式でした。この方法を取り入れたのは初めての試みであり、新しい形態の授業の可能性を探る良い機会となりました。

授業内容については、前半に働き方全般のこと、後半に行政書士の職務内容のことをお話ししました。二人体制で行いましたが、より多くの行政書士の話を聞けるよう、後半では見学にいらっしゃった先生方に、それぞれ「昨日は何をしていましたか」という質問にお答えいただく時間を設けました。教室内に行政書士が複数存在することは、授業そのものの充実につながることで改めて分かりました。普段の授業は基本的に二人体制で行っているため、複数人で一つの授業を分担することも今後の検討事項となりました。

今回、多目的室と各クラスの電子黒板の接続トラブルにより、開始が15分ほど遅れてしまいました。予定していた内容を全て話すことができなかったのは非常に残念でしたが、接続を待っている間に、多目的室に集まった24名の生徒と、普段の様子や今日の給食、将来の夢の話題などで打ち解ける時間が持てたことは大変良かった点でした。「今日の授業ではどんなことが知りたいですか？」と質問を投げ掛けてみたところ、「年収!」とすぐに(小さく)声が上がりました。これは接続された状態ではもしかすると聞けなかった言葉かもしれません。その後の授業でも、サラリーマンとフリーランスの違いを説明する際に年収の話进行することができました。生徒の興味はどこにあるのかを聞き出せたことは大きなメリットでした。授業後のアンケートには、「働くということへの意識が変わった」「仕事ってただ大変そうだと思っていたけど、なんか楽しそう」「行政書士は意外と稼げるのが分かった」「行政書士という仕事について知り、とても興味深い仕事だなと思った」「将来のことを考えるきっかけになった」など、たくさんの嬉しい感想をいただきました。

【研究部会について】

授業の終了後には研究部会を開催し、授業の反省点を共有するとともに、法教育についての情報・意見交換を行いました。広島県内からも他支部から多数の参加者があり、活発な議論の場となりました。

開始が遅れてしまったことによって、講師の立場で授業の内容が満足のいくものにならなかった点について、どんな状況でも対応できるよう授業内容を精査しておく必要があるということを御指摘いただきました。1コマの授業をどのように組み立てるかも重要ですが、トラブルが起こった際の取捨選択がいつでもできるような準備も重要であると学びました。

情報交換の場では、埼玉会における大学や高校での実施事例やアプローチ方法を共有してくださいました。

共通して困っているのは、講師の育成についてでした。まずは法教育に興味を持ってもらうために、積極的に授業を見学してもらうことや、少しずつ授業に講師として参加してもらい慣れてもらうことが近道なの

では、という意見があり、ここでもやはり複数人で1コマを分担する意義があると感じました。

これらを受け、今後、広島西支部においては支部の組織体制の見直しや、教育現場以外での出前講座を検討していこうという流れとなりました。

【最後に】

他の単位会の先生方と直接議論する時間を持てたことは非常に楽しく有意義であり、多くの示唆を得ることができました。第三者の視点を通じて自らの活動を振り返ることができたほか、改善すべき点や強みを再認識することができ、「見てもらう」ことの重要性を強く感じました。

今後も様々な視点を取り入れながら活動を続けていきたいと考えています。子供たちが法を身近に感じ、自らの未来を切り開く力を養うことができるよう、新しい感覚を取り入れながら工夫を重ねていく所存です。法教育を通じて、子供たちが社会の一員としての意識を高め、より良い未来を築く手助けができるよう、引き続き尽力してまいります。



オンライン視聴の様子



研究部会の様子

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- ☐ 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



②「連con」ログイン画面



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。
(メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位・生年月日(西暦)※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課(kouhou@gyosei.or.jp)までお問い合わせください。)

③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了(登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます)

④「連con」マイページ



VOD 紹介「育成就労制度の概要」

<中央研修所>

今月は業務研修〈外国人関連〉講座の中から、本年3月に新たに追加された「育成就労制度の概要」を紹介します。

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

これにより、技能移転による国際貢献を目的とするこれまでの技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足に悩む産業分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました。現時点で施行日は未定となっていますが、改正法の公布日から起算して3年以内に施行されることとされています。

そこで、出入国在留管理庁から講師をお迎えし、技能実習制度の現状や制度見直しの流れなどを含め育成就労制度の概要について解説していただきましたので、この機会に是非御視聴ください。

● 研 修 情 報 ●

講義内容 (役職は収録当時のものです)

講 師：

出入国在留管理庁 政策課 政策調整官 財津 依人 様

講義時間 約 1 時間

受講料 無料



■ 研修の主な内容

●改正法の概要（育成就労制度の創設等）

育成就労制度の目的・基本方針、育成就労計画の認定制度、関係機関の在り方等

●育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

●育成就労制度及び特定技能制度の運用に関する基本方針の概要（案）

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧」>「業務研修」>「外国人関連」>「外国人関連」育成就労制度の概要」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト QR コード

公証人に聞く！^{（教えて）} ミネルヴァくん

第42回 電子公正証書について

<法務業務部>

（担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫）

今回は、令和7年秋から動き始める電子公正証書について検討していきましょう。



ユキマサくん

花野先生が定年で公証人を退任されると聞きましたが。

6月で退任します。退任後は、地方の弁護士の数が少ない地域で弁護士事務所を開く予定です。



花野かおり先生



花野先生、どうぞお元気で御活躍ください。ミネルヴァくんも頑張ってる。さて、今年の秋から施行が予定されている電子公正証書について、教えてほしいな。第33回でも取り上げられたけれど、大事な改正なので、もう一度確認したいと思うんだけど。

ボクは公証人連合会の事務局で働く予定です。ユキマサくん、また遊びに来てね。



ミネルヴァくん



まず、電子公正証書作成の流れを教えてほしいな。

電子公正証書への改正の柱は、①公正証書原本の電磁的記録化、（新公証人法36条1号）、②リモート方式（ウェブ会議による方法。新公証人法31条、37条2項、40条3項）です。



公正証書の作成依頼は、これまでと同じです。案文、本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書）、戸籍事項証明書などを持参又はメール送信します。原本還付が可能なものについて書面による保存に代えてスキャン保存をします。従前のとおり条項についての依頼人と公証人との間のやりとりを行い、公証人が公正証書案を作成します。作成日当日、本人確認、意思確認をした上、公証人のパソコン画面上の証書案を列席者に対して読み上げる等した上で、必要に応じて修正します。



電子公正証書の場合、署名はどうなるのかな。

公証人のパソコン画面上の所定の箇所に電子ペンを用いて電子サインすることになります（新公証人法40条5項）。



これまでは署名のほかに印を押すことになっていた（旧公証人法39条2項）のだけれど、列席者の押印は要らないの？

はい、新公証人法では列席者の押印は求められていません。



公証人は電子サインだけなのかな。

公証人は、電子サインに加え、官職証明書による電子署名（官職署名）が必要です（新公証人法40条4項1号）。



どんな場合でも電子公正証書を作成しなければいけないんだろうか。

電磁的記録で公正証書を作成することについて困難な事情がある場合のみ書面で作成するとされています（新公証人法36条2項）。





電磁的記録で公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合というのは、どのような場合を想定しているのか教えてほしいな。

例えば、スキャンすることが困難な規格外の大きな図面を引用して公正証書を作成する場合や、保証意思宣明公正証書（民法 465 条の 6 第 2 項 3 号）、成年被後見人による公正証書遺言（民法 973 条）などの場合です。
保証意思宣明公正証書は、民法上「署名し、印を押すこと」と明記されています。また、成年被後見人による公正証書遺言作成の際には、医師 2 人以上の立会いが必要で、立ち会った医師は「遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常態になかった旨を遺言書に付記して」これに署名、押印しなければならないとされているので、電子公正証書で遺言を作成することはできないことになります。



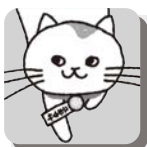
Web を用いて、離れた場所においても公正証書が作成できるというのも大きな改正点だったね。

はい。リモート方式による公正証書作成ですね。これには一定の要件があります。
まず、嘱託人（依頼者）側がリモート方式で作成したいという申出をすることが必要です（新公証人法 37 条 2 項本文）。また、他に嘱託人があるときは、その嘱託人にリモート方式で公正証書を作成することに異議がないことが必要です（新公証人法 37 条 2 項ただし書）。例えば、金銭消費貸借契約公正証書を作成するに当たり、借主側がリモート方式を希望したが、貸主側が異議を述べた場合はリモート方式は利用できません。これに対し、証人や通訳人のリモート参加については、嘱託人の異議の有無は要件となっていない（新公証人法 31 条参照）。



遺言で証人が面前にいないでもリモート参加すれば、遺言公正証書は作成できるんだね。

はい。要件の最後として、公証人が相当と認めること（新公証人法 37 条 2 項本文）が必要です。相当性の判断に当たっては、必要性和許容性が考慮されます。
必要性については、①嘱託人の心身の状況、就業状況等により公正証書場に出向くことが難しい場合があります。例えば、御本人が病気等で外出できない等の場合です。
その他、②公正証書場へのアクセスが困難な地域に嘱託人が居住している場合、③ DV 等の事情により、離婚給付公正証書の作成に当たり他方の嘱託人と直接対面しないことを希望する場合、④列席者が多数に上り、かつ、遠隔地に所在する者がいることによりスケジュールの調整に支障を来す場合、⑤感染症予防により施設への外部者の立入りが許されない場合などが考えられます。



許容性というのはどういうことかな。

嘱託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等をウェブ会議で問題なく行うことができるかどうかのポイントとなります。遺言公正証書のうち、事後的に紛争となる可能性が高いような場合、例えば、高齢で認知症の傾向がみられる場合、複数の推定相続人がいるのに合理的な理由なく一部の者に全ての財産を相続させる内容の場合などには、リモートで行うことにつき慎重な判断が必要となります。



遺言作成に当たり、遺言者が自由な意思の下で真意を述べることも必要だね。

そのとおりです。そのため、遺言者の PC カメラで部屋内部を映し出してもらい、第三者がいないことを確認するなどの作業が必要です。



リモート方式で作成できない公正証書はあるのかな。

保証意思宣明公正証書は、法律上、リモート方式は不適用とされています（新公証人法 37 条 3 項）。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。ミネルヴァくん、また会おうね。



ユキマサくんは、事務所に帰って、まもる先生に報告しました。

まもる先生とユキマサくんは、次週開催予定の花野先生の送別会の会場の下見に行きました。



まもる先生

「公証人に聞く！教えてミネルヴァくん」は今回が最終回となります。業務御多忙の中、3年半もの長きにわたり、毎月の連載に御尽力くださった澤野公証人、そして長らく御愛読くださった会員の皆様、広報部一同、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

7日

月

登録委員会(～8日)**【登録審査】**

- (1) 審査件数(225件)
- (2) その他

8日

火

行政書士制度に関する研究会**【協議事項】**

- (1) 法改正の進捗について
- (2) 令和6年度報告書について
- (3) 行政書士制度に関する研究会で今後取り扱うテーマについて
- (4) その他

14日

月

期末監査(～15日)

21日

月

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(207件)
- (2) その他

22日

火

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～23日)**【合議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 国家資格システムとの連携に係る開発について
- (3) 会則改正案(法改正による条ズレに伴う改正案)について

23日

水

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

大規模災害対策本部会議**【協議事項】**

- (1) 被災者支援活動報告書に基づく支援金の支給について
- (2) その他

理事会(～24日)**【議案】**

- 第1号議案 本年度定時総会の議案について
- 第2号議案 本年度定時総会議事運営委員会委員の選出について
- 第3号議案 日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規則の一部改正(案)
- 第4号議案 日本行政書士会連合会会務執行規則の一部改正(案)

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

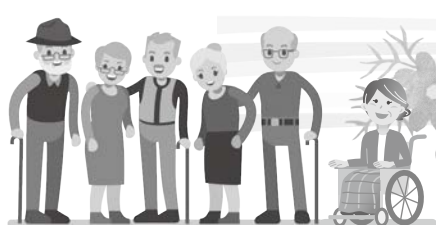
本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





大規模災害時における成年後見人等の役割

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

専務理事 勝尾 太一



災害列島 日本

本年1月、阪神淡路大震災の発災から30年を迎えました。この未曾有の災害から得た経験により家屋の耐震化、家具類の転倒などの予防対策、道路の倒壊・車両の集中の回避、支援物資の緊急輸送ルート確保などの応急対策や被災からの復旧・復興の過程で生ずる生業（なりわい）の再建という、災害からの復旧・復興に係る政策の大きな転換点となりました。国民は「地震は予知をすることができず、どこでも起きる」という最大の教訓を得ることができました。

千年に一度とも呼ばれた阪神淡路大震災の後も地震は後を絶たず、成年後見制度が開始した平成12年4月以降、激甚災害指定を受けた特に顕著な地震に限っても、新潟中越地震（平成16年10月）、東日本大震災（平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）、能登半島地震（令和6年1月）が相次いで発生しました。顕著な災害は地震に限らず平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年台風第19号（東日本台風）、令和2年7月豪雨（熊本豪雨）、令和6年9月能登半島豪雨など百年～数百年に一度と呼ばれる災害が繰り返し発生しています。

人々の暮らしを直撃する大規模な災いは自然災害にとどまらず、令和2年には新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、直近では令和7年2月から大船渡市、大月市、岡山市、今治市、五島市と山林火災が相次ぎました。平穏な暮らしの中であっても、「地震、その他の災害は予知することができず、どこでも起こる」ことが強く印象付けられました。

災害に備える

災害の激甚化、広域化に伴い「自らの命は自らが守る（自助）」ことが強く求められるようになってきました。最近では大規模災害発生時に「逃げて！」「命を守る行動をとってください！」「命を守る行動をとってください！」など、従来の「落ち着いて行動してください」などとは一線を画す直接的な言葉が繰り返され、身を守る行動が促されています。災害時に自らの命を守る行動をとるためには、あらかじめ避難経路や避難場所を確認すること、防災グッズを備え置くこと、家族や大切な人との安否確認の方法を決めておくことなどが考えられますが、このような状

況の中、成年後見人等（以下「後見人等」という。）は、自らの命を守ることが困難な成年被後見人等（以下「御本人」という。）にいかに向き合うかという困難な課題に直面することになります。

成年後見人として

災害発生ニュースに接して、御本人に思いを致さない後見人等はいないでしょう。

平時において、後見人等は御本人を支援する方々（ケアマネジャー、ヘルパー、医師、看護師、市区町村の職員、御家族等）と連携し、御本人の意思を尊重しながら取り得る幾つかの手段の中から最善の方法を選択等し財産管理や身上保護を行います。しかし、一たび大規模災害が発生すると、御本人の財産は瞬間に棄損・破壊、流出し、それまで滞りなく受けていた御本人に必要な福祉、医療サービスが高い確率で途絶することになります。

後見人等は御本人の安全、被災状況を確認し、復旧等に必要な措置を取り、途絶えた福祉・医療サービスを再開することに努めることになります。大規模災害が発生したときに実際にどのような決断が求められるのか、令和6年の能登半島地震の際の実例を紹介します。

何が起こるのか

1 発災直後

この段階で、後見人等が御本人のためになし得ることは、ほぼありません。発災時は、自らの命を守る行動に徹することが最優先です。能登半島地震では立て続けに2回の大きな揺れに見舞われました。初めの大きな揺れの後、父親が外の状況を確認するため屋外に出た直後、2回目の最大の揺れに見舞われ家屋が一瞬にして押し潰され屋内に待機していた家族全員がお亡くなりになるという痛ましいことがありました。

経験したことがない災害に接し、どのような行動が最善なのか分からない中で、後見人等としてできることはないという割り切り自らの命を守る行動に徹することが必要です。

支援が必要な御本人の救助・救援のための施策として、災害対策基本法により（1）避難行動要支援者名簿を作成し、（2）その名簿に基づく個別避難計画を策

定することが各地方公共団体に求められており、災害発生時にはこの計画に基づき避難を行うこととされています。令和5年10月1日現在のデータによると、全国1,741地方公共団体のうち、1,474団体(84.7%)が個別避難計画に(一部)着手しており、151団体が個別避難計画の策定を完了していました(令和5年11月2日内閣府・消防庁「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について」)。いわゆる共助として御本人の近隣に居住する方が中心となり避難を支援する仕組みを整えてきました(本誌 令和4年10月号(No. 599) 39、40ページでもこの制度について紹介しています。)

しかし、令和6年の能登半島地震では、震度5弱以上の揺れを観測した石川県内17の団体全てが避難行動要支援者名簿を作成していたものの、個別避難計画を策定していたのは2団体にとどまり、避難計画に基づく活動につながらなかったとのことでした(令和6年3月NHK金沢放送局取材より)。計画の策定が進まず、実効性が高まらない理由は、援護者として活動することを期待していた方が近隣に居住しておらず、遠方に居住していたため連絡が取れなかったこと、援護者自身も被災者となったため援護に当たることができなかったことなどが挙げられ、結果として、共助が十分に機能しなかったのです。

筆者は、最大の被災地である奥能登地域から100km以上離れた金沢市内で震度5強の揺れを体験しました。家屋の倒壊や、火災などの直接的な被害はなかったものの、直後に大津波警報が発出されたため、高台を目指してすぐに行動を起こしましたが、各所で渋滞が始まっていたためどこに向かえばよいか自分の現在地と道路状況を考えながら避難すること以外に何もできませんでした。御本人の安否確認は、翌日の午前中、介護施設、病院に電話連絡を行い、いずれの方もお怪我は無く、精神的に動揺していることはないことを確認し安堵したことを鮮明に記憶しています。

2 避難所等での生活

この段階から徐々に後見人等として対応できる事柄が出てきます。いわゆる在宅・独居の高齢者で近隣に御家族、御親族がいらない等の事情がある御本人の支援が必要になります。

御本人が避難している場合には避難先を確認した上で、避難所の運営責任者に御本人に関する情報を提供することが必要になります。例えば、御本人のお名前、御住所、病歴やかかりつけ医、服用しているお薬に関する情報、家族の連絡先、後見人等の連絡先、状況によっては御本人の気質や性格なども避難所での生活を送る上で重要な情報となります。避難所の支援体制が整ってくると、DMAT(Disaster Medical Assistance Team)の医師、看護師、薬剤師、DWAT(Disaster Welfare Assistance Team)の介護福祉の専門職による避難所の巡回が始まります。医療、介護に関する支援を行う際に御本人の情報があれば適切な支援を受けることに役立ちます。例えば、薬やお薬手帳を持たずに避難したときに、処方箋なしで薬剤師が情報に基づき救療物資の中から同じ機能を有する薬を調剤することができます。平素から災害を想定して御本人の正確な情報を一覧できる書類を作成しておくなどの工夫をしておくことが有効です。

災害時に開設される避難所には、一般の避難所のほ

かに支援が必要な高齢者や障害のある方、その他医療的ケアが必要な方が避難する福祉避難所が開設されます(令和5年10月1日現在、全国1,741団体に26,116か所が確保されています。)

能登半島地震では特に被害が大きかった奥能登地域の2市2町(約5.1万人)に42か所の福祉避難所が確保されていましたが、実際に開設されたのは19か所にとどまりました。開設された施設も大きな被害を受け、ライフラインが止まり、職員が被災したため施設運営の人員が足りないこともあり支援が必要な方をスムーズに受け入れられない状況が長く続きました。

3 二次避難所への移送

能登半島地震では、長期にわたりライフラインが止まり、金沢から能登につながる幹線道路が途絶、救援物資や支援の人員が被災地入りすることが困難な状況が続きました。真冬の時期であり、一次避難所での避難生活が長期化することで疲労やストレス、感染症のリスクが高まる状況にあったため、被災地から離れたホテル、旅館などへの避難が実施されました。いわゆる二次避難所への移送です。厳しい環境から、ある程度余裕をもって生活できる避難先に移ることは有効ですが、御本人が地元を離れたくないなど強い要望を表明するときには配慮が必要です。御本人の意思を尊重すると命に関わる可能性があり、平時のようにほかの支援者に意見を求めることができず、避難先の選択肢そのものが無い状況で後見人等として、判断をしなければならないことがあります。

筆者の周辺でも、高齢者の方が、金沢市等で生活する子供から能登を離れて移り住むこと繰り返し説得されてもこれを良しとせず、少しの間、子供の家で過ごした後に避難所に戻るという方が少なくありませんでした。

4 復旧

御本人の自宅が損壊した場合、これを復旧するための手続の後見人等が行う場面があります。罹災証明の発行を求めること、公費による解体を求めること、一部損壊などの場合に修繕の手配を行うことなどです。後見以外の保佐、補助の場合には、代理行為目録に上記の手続に関する記載がないとして手続が進められない場合があります。これらの手続の申請先は各市区町村ごとに対応が異なる場合がありますので注意が必要です。やむを得ず追加の代理権付与の審判を求める際には家裁書記官に早めの相談を行うことが解決の早道となります。

まとめ

大規模災害時には、初動で後見人等が身を挺して行えることは限られます。しかし、御本人が無事に避難した後、あるいは施設や病院で安全が確保された後には、後見人等が活躍する場面が必ずあります。判断することができない厳しい局面で決断を迫られることもあります。平素から、御本人、他の支援者と災害発生時の対応を話し合い、支援者間の連携を強化し、あるいは連携が途絶えたときにどうするかについて最も厳しい状況を想像しながら、日々の後見事務を行うことで自助が困難な御本人の助けになります。想像することは備えること、たゆまぬ努力を続けたいものです。

会員の動き

登録者数（令和7年4月末日現在）

合 計		53,212 名	
内 訳	男	44,234 名	女 8,978 名
個人事務所開業	男	41,455 名	女 7,987 名
行政書士法人社員	男	2,049 名	女 419 名
個人使用人行政書士	男	383 名	女 283 名
法人使用人行政書士	男	347 名	女 289 名

法人会員（令和7年4月末日現在）

法人会員数	1,536
法人事務所数	1,790
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,295
従たる事務所数	495

異動状況（令和7年4月中の処理件数）

新規登録	合 計	445 名	
	内 訳	男 324 名	女 121 名
登録抹消	合 計	166 名	
	内 訳	男 147 名	女 19 名
抹消内訳	廃 業	134 名	
	死 亡	32 名	
	その他	0 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（鵜沼）

羽生結弦選手のアイスショーが令和5年3月から3年連続で宮城県で開催されています。幸運にも、私はその全てを会場で見ることができました。一昨年は初日のスタンド席、昨年は最終日のアリーナ席、今年是中日のスタンド席で観覧いたしました。特に初めて会場で見た一昨年の公演は、オンライン配信の別日の公演も見返すほど心に強く残り、彼の姿を目の当たりにしたときの、背筋がぞくぞくするような感覚と、心が揺さぶられるような感動は忘れられません。プロスケ이터としての並々ならぬ意識の高さに、私の心は驚きと感動を受けました。

本年も、彼の公演に込められた「辛い状況にいらっしゃる方が、一瞬でも幸せを感じられたら」という温かい思いを感じ、大変貴重な時間を過ごさせていただきました。

本年度、各単位会においては会長選挙、日行連においても会長選挙が実施されます。立候補される先生方におかれましては、御自身が考える行政書士への熱い思いを、言葉にして語りかけてみてはいかがでしょうか。より多くの会員にその思いを届けることが、今後の行政書士制度の発展において重要であると私も感じており、今正に自身の思いを整理し、言葉にしようとしているところです。

月刊 日本行政 6月号

第631号 令和7年5月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鵜沼 理人
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 6月号

令和7年5月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階